

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成27年2月27日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 7 議案の補足説明
- 追加日程 会議録署名議員の追加指名

出席議員（21名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作

13番 伊藤 房代
16番 景山 岩三郎
18番 木内 欽市
20番 林 俊介
22番 林 正一郎

14番 林 七巳
17番 滑川 公英
19番 佐久間 茂樹
21番 高橋 利彦

欠席議員（1名）

15番 向後 悦世

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 寿一
教育長	刃田 哲雄	病院事業 管理 行政改革 推進課長	吉田 象二
秘書広報課長	飯島 茂	企画政策課長	加瀬 正彦
総務課長	堀江 通洋	伊藤 浩	
財政課長	林 清明	佐藤 一則	
市民生活課長	伊藤 正男	環境課長	浪川 昭
保険年金課長	渡邊 満	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て 支援課長	山口 訓子
高齢者 福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	高木 寛幸	建設課長	大久保 孝治
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	赤松 正	消防長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	飯塚 正志
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	石見 孝男	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員 事務局長	田杭 平三
農業委員会 事務局長	岩井 正和		

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局 次 長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報並びに報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（景山岩三郎） ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより平成27年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（景山岩三郎） 議事日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（景山岩三郎） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

15番、向後悦世議員、17番、滑川公英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（景山岩三郎） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から３月20日までの22日間といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月20日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第38号までの38議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（景山岩三郎） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第38号までの38議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２７年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 ２号 平成２７年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 ３号 平成２７年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 ４号 平成２７年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

- 議案第 5 号 平成 27 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成 27 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成 27 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 27 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 26 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 26 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 26 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 26 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 26 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市立保育所条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 29 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて
- 議案第 36 号 指定管理者の指定について
- 議案第 37 号 指定管理者の指定について
- 議案第 38 号 市道路線の認定について
-

◎日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 日程第 6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成27年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成27年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、東日本大震災にかかる被災者への生活再建支援及び復興事業等について申し上げます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から間もなく 4 年が経過しようとしております。

市では、この震災で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するため、震災が発生した3月11日に、昨年と同様に今年も千葉県と共催で「東日本大震災四周年」の追悼式を開催することとしております。議員の皆様にもぜひご参列いただきたいと思いますと思っております。

次に、国及び県の支援金について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99%に当たる808世帯に、加算支援金が、約83%に当たる666世帯に、合わせて13億9,512万5,000円が支給されております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、337世帯に1億6,576万4,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、311世帯に3億1,255万9,000円を支給しております。

次に、被災地浄化槽復旧支援事業について申し上げます。

東日本大震災で被害を受けた世帯の住宅の建てかえに伴い、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する世帯に対しては、引き続き本事業を実施し、被災者の復興を支援してまいります。

次に、復興事業について申し上げます。

平成27年度は、旭市復興計画の最終年度となります。市では、これまでもこの計画に沿ってさまざまな復興事業を進めてきたところでありますが、震災前の状態を取り戻すまでには至っておりません。このため復興を引き続き市政の最優先課題と位置づけ、4つの基本方針であります被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくりに基づいて、しっかりと取り組んでまいります。

特に重点プロジェクトに掲げた複合的な津波対策の推進については、千葉県が行う津波防護施設をはじめ、飯岡中学校の移転や津波避難道路、津波避難施設等のハード事業を推進するとともに、津波の恐ろしさを忘れないよう、津波避難訓練や防災教育等のソフト対策も継続して実施してまいります。

なお、懸案となっておりました河川や排水路等の海への開口部の津波対策、並びに減災林の整備については千葉県において取り組むこととなりましたので、27年度完成に向けて期待しているところであります。

次に、地方創生について申し上げます。

政府は、地方の人口減少と東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境

を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持するため、昨年の12月27日にまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定するとともに、地方自治体に対して地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を求めています。これらの計画は人口減少や雇用創出への対策が喫緊の課題となっている旭市において必要不可欠なことから、平成27年度に策定に取り組んでまいります。

また、計画策定においては、定住促進や育児支援などの人口減少対策をはじめ、観光情報の発信や観光資源の創出などの観光振興のほか、旭市の宝とも言える旭中央病院を活用して、周辺に魅力ある雇用の場を創出できるようなまちづくりを目指し、幅広く意見を伺ってまいります。

なお、地方版総合戦略に先立ち、緊急経済対策事業として、地方公共団体が実施する消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策への交付金が3月中に国から交付決定される予定でありますので、本市においてはプレミアム付商品券や乳幼児紙おむつ給付事業に活用するため、本定例会に補正予算を計上するものであります。

このほか人口減少対策としては、全国に誇れる旭市の住みやすさを生かしながら、これまで取り組んできた第3子以降の保育料の無料化や不妊治療の助成、中学3年生までの医療費の無料化、2歳未満児への紙おむつ購入券の給付、出産祝金の支給などの子育て支援施策を引き続き行うとともに、定住促進奨励金の交付や高齢者を対象とした予防接種費用の助成も行っています。

また、旭中央病院をはじめとする雇用の創出にも全力で向かっていきたいと考えております。こうした施策を継続的に実施していくことで、本市の人口増加につなげていきたいと考えております。

次に、平成27年度において、重点的に取り組む施策の概要を、基本構想に掲げた6つの基本方針に沿って申し上げます。

第1は「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

初めに、都市計画について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、現在、市内全域を計画区域とする方向で作業を進めています。都市計画は市民生活に直接かかわる重要な計画ですので、市民の皆様に理解を深めていただくため、広報等によるPRや住民説明会の開催などを通じて、合意形成を図っていきたく考えております。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業、南堀之内バイパス整備事業については、早期完成に向けて引き続き関係者のご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線については、現在、海上野球場付近の延長、約510メートル区間について施工中であり、今後も関係者へのご理解とご協力をお願いしながら事業を進めてまいります。

津波避難道路については、飯岡地区の（仮称）横根三川線、旭地区の椎名内西足洗線の測量設計業務を実施しており、今後、関係者の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

平成9年度から千葉県が事業主体となって進めてまいりました旭駅前線整備事業については、長年にわたる関係者からのご理解とご協力により、本年3月をもって事業が完了となります。今後は市の玄関口として適正な維持管理を行うとともに、駅前の活性化についても取り組んでいきたいと考えております。

次に、国土強靱化地域計画について申し上げます。

現在、策定を進めている国土強靱化地域計画については、旭市が国の計画策定モデル調査実施団体に選定されたことを受けて、学識経験者や各種団体、市民の代表で組織する検討委員会を設置し、策定を進めてまいりました。この結果、間もなく計画案がまとまる見通しとなりましたので、本定例会の会期中に議員の皆様にお示しするとともに、市民へ公表し、3月末までに決定したいと考えております。

また、この国土強靱化地域計画は、本市における最上位の計画として位置づけられますので、その内容をさまざまな計画に反映させながら、今後のまちづくりを進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

市では、先の震災を教訓に、地震や津波といった大規模な災害に備えるため、市民一人ひとりが適切な避難行動がとれるよう、津波浸水想定区域を対象とした津波避難訓練を3月8日に実施いたします。

また、日ごろからの防災意識の高揚を図るため、地域に出向いて開く出張防災講座や防災資料館を活用した子ども向け教育など、さまざまな機会を捉えて防災に対する啓発を行ってまいります。

さらに、津波避難施設としての築山の整備や防災備蓄倉庫の設備など、災害に強い地域づくりを進め、市民の安全・安心を高めてまいります。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県が進めている海岸基盤整備工事については、現在、下永井から平松までの区間で実施されております。また、萩園地区及び矢指地区については、平成26年度中の発注に向けて調整が進められておりましたが、このうち萩園地区について一部の工区が昨年末に発注されたところであります。残る区間についても早期の着手と完成に向けて、引き続き要望してまいります。

一方、海岸減災林の整備については、海岸に適した樹木を選定するための試験的な植樹として、平松地先において3月8日に市民参加による植樹祭を開催することとしております。

次に、海岸保安林について申し上げます。

海岸保安林の減災盛土については、足川地先において千葉県の施工により、延長約300メートルの工事が予定されております。工事に当たっては、地元や県との連絡を密にして、保安林の保全はもとより、海岸区域の秩序ある利用が図られるよう進めてまいります。

なお、この工事が終了すると、県と市が保有している保安林部分の減災盛土は全て完成となります。

第2は「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

初めに、生活環境について申し上げます。

快適で住みよい生活環境の確保については、「きれいな旭をつくる会」や環境ボランティア団体等の活動支援を行うなど、地域と一体となった環境美化に努めてまいります。

また、ごみゼロ運動などを通じて、ボランティア団体等をはじめ、市民の皆様のご協力をいただきながら、生活環境の保全、ごみの減量化に取り組むなど、地域ぐるみで環境に優しいまちづくりを進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理の広域化については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市内に広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の建設計画を進めているところであります。

このうち広域ごみ焼却施設については銚子市野尻町地区を建設計画地として、環境アセスメントの手続きを開始したところであり、今後は現地調査等を実施する予定であります。

また、広域最終処分場については銚子市森戸町地区を候補地として、地元町内会に対する説明会や先進施設の見学会を実施するとともに、全戸訪問により事業内容を説明するなど、基本協定の締結に向け準備を進めているところであります。

今後も広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、銚子市、匝瑳市及び組合と提携を図ってまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安全で良質な水を安定して供給するため、平成27年度から2か年の継続事業として、海上配水場の配水池増池工事を行い、適正な容量の確保と自然流下区域の拡大等を図ってまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成26年度末において198.2ヘクタールの区域で使用が可能となり、事業認可区域202ヘクタールのうち、約98%の区域が整備されることとなります。

また、平成27年度は、ロの新田地区3.8ヘクタールの面整備工事を予定しており、この区域を最後に平成6年から進めてきた事業認可区域の面整備工事が全て完了することとなります。

加入世帯については1,572世帯で、日量約1,730立方メートルの汚水を適正に処理しております。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指して事業の進捗に努めてまいります。

また、広原地区の県道飯岡停車場線と県道銚子旭線との交差点周辺の道路冠水対策については、海匠土木事務所において具体的な排水方法の検討に着手しましたので、懸案となっております道路冠水の解消のために早期の着工を要望してまいります。

第3は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

初めに、保健事業について申し上げます。

健康寿命の延伸を目指して策定する、旭市健康増進計画は「～つかもう健康～あさひ元気アッププラン」として、本年3月末に策定を予定しております。計画に先立ち実施したアンケート調査からは、高血圧や高脂血症の治療をしている人の割合が高く、生活習慣病につながる食習慣の乱れや塩分のとり過ぎが浮き彫りになりました。

このため本計画においては、介護を受けたり寝たきりになったりせず、生涯にわたって健康に生活できるよう、生活習慣病の発症予防と重症化予防を柱に、市民の皆様とともに健康増進施策を推進していくこととしております。

次に、特定不妊治療及び未熟児養育医療について申し上げます。

不妊に悩む夫婦の数は年々増えていることから、医療保険の対象外で高額な治療費を要する「特定不妊治療」に係る費用の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減を図ってまい

ります。

また、養育医療給付として、出生時の体重が2,000グラム以下などで、医師が未熟児養育を必要と認めた赤ちゃんが、正常な諸機能を得るまでに必要な入院医療に係る費用を助成し、乳児の生命保護と健康の保持、増進に努めてまいります。

次に、感染症対策について申し上げます。

感染のおそれがある疾病の予防と蔓延防止のため、予防接種法で子どもたちに義務づけられる麻疹、風疹、水ぼうそう等のワクチン接種をはじめ、高齢者の疾病予防として肺炎球菌及び季節性インフルエンザのワクチン接種を実施してまいります。

また、高齢者肺炎球菌については、定期予防接種の対象とならない年齢の方にも、旭市独自で接種費用の助成を行うことで、市民の健康保持増進を図ってまいります。

次に、旭中央病院の地方独立行政法人移行について申し上げます。

旭中央病院については、昭和28年3月の開設以来、60年余り病院関係者の努力により、全国でも最大級の自治体病院に成長するとともに、安定した経営を続けてきたところであります。

そのような中、平成25年5月に提出された検討委員会の報告では、経営形態を地方独立行政法人へ移行すべきとのことでしたので、以来、議会や地区懇談会、病院などさまざまな場で説明を申し上げるとともに、皆様からの意見を伺い、経営形態の検討を進めてまいりました。

また、近年は医療情勢の変化により、医師、看護師の確保が厳しくなっているほか、紹介・逆紹介率の向上を求める診療報酬改定を含む地域完結型医療の推進など、国の政策的に確に対応し、将来にわたって安定した経営を行うためには、より一層の柔軟かつ迅速な経営が必要となっていると考えております。

私は、このような思いから、旭中央病院の経営形態について、地方独立行政法人への移行を目指すことといたしました。移行に当たっては、まず、地方独立行政法人の定款と評価委員会の設置が必要となることから、これら関係議案を本定例会に提案するとともに、移行準備の経費を平成27年度予算に計上するものであります。

次に、旭中央病院における院外処方について申し上げます。

院外処方への移行については、本年7月ごろの移行をめどに、現在、院内の体制整備や外部への情報発信などを行っております。また、病院周辺の調剤薬局の進出状況についても、六、七店舗の調剤薬局が開業準備を始めており、受診者は自宅や勤務先、あるいは病院の近

くの薬局の中から好きな薬局を選んで薬を受け取ることができるようになるものと思われます。

また、院外処方に移行することで、外来の薬の待ち時間解消や、薬局で薬の説明を受けることができるなど、受診者の利便性の向上が図られるものと考えております。

市民の皆様へは、既に病院ホームページをはじめ、院内インフォメーションの配布や広報あさひへの掲載など、各種の広報媒体を活用してお知らせしておりますが、今後も混乱が生じないよう、慎重に対応してまいります。

次に、看護師の確保対策について申し上げます。

千葉県の保健医療計画では、高齢化に伴い増加する入院患者に対応するため、県内の病院だけではなく、自治体も連携して看護師の確保対策を進めております。こうした中、旭市でも旭中央病院をはじめとする医療機関における看護師の確保が大きな課題となっているため、卒業後に市内の医療機関へ従事しようとする看護学生を対象に、平成27年度から入学支度金の貸付制度を創設することとし、関係条例を本定例会に提案するものであります。

さらに旭中央病院においては、本年4月から4年制大学の看護学生を対象に、奨学金の増額を行うこととしており、こうした支援制度が利用されることにより、看護師確保が図られるものと期待しております。

次に、社会福祉について申し上げます。

昨年4月から消費税率の引き上げに伴い、低所得者に与える負担を軽減するため、平成26年度に引き続き平成27年度も臨時福祉給付金を給付することが、国において決定したところであります。

対象者は前年度と同様、市民税の均等割非課税者で、給付額については1人当たり6,000円となります。

なお、給付時期については、本年10月ごろを予定しており、今後、広報誌等で周知を進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

初めに、本年4月から施行する子ども・子育て支援新制度について申し上げます。

子ども・子育て支援法に基づき、市町村に策定が義務づけられた子ども・子育て支援事業計画については、国の基本指針に沿って本年3月の計画策定に向け作業を続けてきたところであり、間もなく計画策定が終了します。

この計画では、子どもを安心して産み育てることができ、全ての子どもが健やかに成長で

きる社会を目指し、基本理念を、「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”」としており、今後はこの計画に基づいて、子ども・子育て支援に関する各種施策の推進に努めてまいります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金について申し上げます。

子育て世帯特例給付金についても臨時福祉給付金と同様に、引き続き給付が決定したところであります。給付額は対象児童1人当たり3,000円で、給付時期や対象者への周知については、臨時福祉給付金と歩調を合わせて進めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度については、平成27年度から第6期の事業計画がスタートいたします。前期計画を引き継ぎながら、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指した計画としております。

介護保険料については、給付費の増加や第1号被保険者の負担率の上昇などにより増額となりますが、介護給付費準備基金を取り崩すとともに、所得段階を現行の10段階から11段階とすることで、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階を規定しております。

また、新しい事業として、市と協力事業者の連携による高齢者見守りネットワーク事業を展開し、高齢者を地域で見守る環境を整備いたします。

今後も介護保険制度や高齢者福祉サービスの充実を図りながら、市民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

第4は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

初めに、教育行政について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年度から首長と教育委員会の協議の場である総合教育会議を設けることとなります。会議では、国で定めた基本的な方針を参酌して、教育に関する施策の大綱を定めることや、重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置等について、教育委員と協議、意見交換を行い、教育政策の方向性を共有し、執行に当たりたいと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

小・中学校緊急スクールカウンセラー配置事業については、引き続き、平成27年度も国の委託事業として、被災した児童・生徒をはじめ、保護者や学校職員からの相談が受けられるようにしてまいります。

また、学校いきいきプラン事業についても、引き続き補助金を交付し、子どもたち一人ひとりが生き生きと輝く特色のある教育活動を支援することで、学校教育の充実を図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、教諭補助員を2名増員して22名とし、国語や算数、数学など、基礎学力の向上を図るとともに、通常学級に在籍して特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな指導を行ってまいります。

また、小学校外国語活動に補助員3名を配置することにより、外国語活動の充実と国際教育の推進を図ってまいります。

学力向上対策としては、学力向上リーフレットを作成し、学校と家庭が連携して取り組めるよう啓発を図ってまいります。

次に、学校給食について申し上げます。

第二学校給食センターにおける調理業務の民間委託事業については、第一学校給食センターと同様、本年4月から完全委託となります。優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者により、学校給食の質の向上を図り、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

昨年6月に着工した飯岡中学校改築事業については、現在、校舎・屋内運動場の1階部分を建築しております。また、外構工事についてはグラウンド整備が始まり順調に進んでおります。引き続き工期内の完成に向けて、しっかりと工事監理を行ってまいります。

また、安全・安心な教育環境の実現を図るための屋内運動場の非構造部材の耐震化対策については、平成26年度に引き続き、平成27年度は琴田小学校と中和小学校で実施してまいります。

このほか、老朽化した学校施設の環境改善として、実施設計が終了した第一中学校校舎の大規模改造工事を実施いたします。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年を地域で守り育てることへの市民の関心を高める青少年意見発表大会や、公民館活動における学習の成果を提示・発表する生涯学習フェスティバルを開催するとともに、学校・地域・家庭を連携させた地域子ども教室、さらには旭シニアカレッジなどの開設など、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対応した各種事業を展開してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆様に楽しんでもらえるよう、市内の音楽愛好

者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」など、市民参加型の事業を実施するとともに、質の高い文化に触れていただけるよう、寄席・コンサート等のプロによる公演の開催など、幅広いジャンルで事業を実施してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民の一体感の醸成ときずなづくりを目指し、まちづくりはスポーツからとの思いで、「第6回旭市民体育祭」「第11回旭市民駅伝大会」「第27回旭市飯岡しおさいマラソン大会」については、旭市復興のシンボル事業として、さらに盛り上げていきたいと考えております。また、「千葉県東部五市体育大会」「世界ジュニア卓球選手権大会男子日本代表選考会」「関東高等学校駅伝競走大会」並びに「千葉県高等学校駅伝大会」「未来（あした）への道1,000km縦断リレー」等、旭市復興の活力となるスポーツ交流事業についても、引き続き支援してまいります。

次に、東京オリンピック事前キャンプ地の誘致について申し上げます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致については、推進本部の下部組織として推進部会を2月19日に発足し、総合体育館を含めた市内施設の活用と観光や特産品、及び郷土の歴史・文化の情報発信などの具体的な検討を開始したところであります。今後も引き続き、千葉県やオリンピック競技大会組織委員会とも連携し、協力を得ながら本市に事前キャンプを誘致できるよう取り組んでまいります。

第5は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

初めに、農業の振興について申し上げます。

農業経営については、TPP交渉の継続や米価下落など、今後も厳しい状況が続くと予想されますが、農作物の適切な栽培管理、家畜に対する防疫等を進め、旭産の農畜産物の食の安全と消費者の信頼の確保に努めてまいります。

また、生産施設の整備拡充などを支援し、新鮮で安全・安心な農畜産物のブランド化や生産拡大に取り組むことで、都市への食料の安定供給を図り、農業を活性化させてまいります。

農業の競争力を強化する取り組みとしては、現在、県営事業で行われております農地の大区画化等の基盤整備事業の促進や、農地中間管理機構の本格稼働による担い手への農地の集積・集約化を進めてまいります。

一方、国の経営所得安定対策や日本型直接支払い、さらに米の生産調整の見直しを含む米政策の改革では、飼料用米等による水田をフル活用の取り組みを経営安定のために着実に進

ってまいります。

なお、米価下落の対策としては、飼料用米での多収性専用品種の普及や収入減少影響緩和対策として実施されるセーフティーネットの周知を図り、加入促進に努めることで、今後とも安心して営農に取り組んでいただけるよう、対応してまいります。

次に、水産業について申し上げます。

千葉県においては、飯岡漁港の東防波堤について、地震や津波に岸壁が粘り強く効果を発揮できるよう、構造強化を図るとともに、航路のしゅんせつなどについての機能保全計画を策定することが予定されております。市においても、漁港を利用する漁業者が安心して活動できる拠点として、事業の推進について県や漁協と連絡してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は、消費税増税後の個人消費の落ち込みが続く中で、依然として厳しい状況にあります。このような中、今般、国の経済対策において消費喚起対策として創設した地域住民生活等緊急支援のための交付金が配分されたことから、本交付金を活用した地域における消費喚起を図るため、スーパープレミアム付共通商品券発行事業に係る費用を補正予算に計上するものであります。

この商品券については、プレミアム分を大幅に上乗せした販売を予定しており、多くの利用が見込まれることから、地域の消費喚起に一定の効果が期待できると考えております。

次に、工業の振興について申し上げます。

企業誘致については、千葉県及び関係機関はもとより、地元金融機関などとも連携を図りながら、誘致活動を強力に推進しており、この4月には新たに株式会社ゼンショーホールディングスが操業を開始する予定となっております。今後も地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

また、工業振興支援事業については、旭企業誘致条例による税制面での支援や、工業団地における生産環境の整備などにより、工業の振興を図ってまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

「袋公園桜まつり」については、平成27年度は4月1日から12日までの12日間の開催を予定しており、4月4日の土曜日には旭市出身で本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーをはじめ、さまざまな催しが計画されております。このほか「いいおかYOU・遊フェスティバル」「七夕市民まつり」「砂の彫刻美術展」の開催、サーフィン大会への支援、そして海水浴場のPR等、海の資源を最大限に活用し、旭市の元気を感じていただけれ

ばと思っております。

次に、観光組織の再編について申し上げます。

本市における観光事業については、旭市観光協会、飯岡観光協会の2団体を中心に展開してまいりましたが、この2団体の統合と合わせ、観光組織のない海上・干潟地域を含めた新たな組織として、本年5月をめどに旭市観光物産協会が設立されることとなりました。この協会は、これまでの観光産業に加え物産も含めた会員を募ることで、より大きな組織となる予定でありますので、旭市の観光物産事業の振興に結びつくよう、市としても活動を支援してまいります。

次に、いいおか荘について申し上げます。

いいおか荘については、施設の貸付先が決定し、観光拠点施設として7月の再開に向けた準備が進んでおります。再開により大勢の観光客が訪れ、地域のにぎわいを取り戻し、活性化が図れるものと期待しているところであります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅の建設工事については、平成27年度にメーン看板や屋外ステージの設置工事等を予定しており、開業に向けて整備を進めてまいります。また、道の駅の名称については、市民を対象に募集を行い、旭市道の駅名称選定委員会において「季楽里あさひ」を決定いたしました。

今後は、道の駅登録の申請手続きを進めるとともに、名称と併せて施設の魅力を広く市の内外に発信し、地域の交流拠点として多くの方が訪れる施設になることを目指してまいります。

なお、株式会社季楽里あさひ発起人会において、会社設立のための定款等の協議が整いましたので、市が出費する資本金について、本定例会に補正予算を計上するものであります。

次に、消費者行政について申し上げます。

本市においては、市民の消費者被害の予防や救済のため、地方消費者行政活性化基金を活用し、消費生活センターの体制整備を行ってまいりました。今後も市民に信頼される消費生活センターとして、この体制を継続、強化していくこととし、高齢者などの社会的弱者を狙った悪質商法による被害や多重債務者を救済するため、消費生活相談員を複数配置し、相談体制の強化を図るとともに、庁内関係各課及び関係機関との連携を図ってまいります。

また、旭市消費生活サポーターの協力による啓発活動や各種啓発講座の開催、広報等の活用により消費者問題に関する情報提供を行い、消費者被害の防止に努めてまいります。

第6は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

次に、総合計画の策定について申し上げます。

現在の総合計画については、平成28年度に計画期間が終了するため、平成27年度から次期総合計画の策定に取り組んでまいります。平成27年度は人口推計やアンケート調査などを行い、計画の基礎となるデータを収集するとともに、これに基づく基本計画を平成28年度に策定してまいります。

なお、策定に当たっては、議員をはじめ市民の皆様に進捗状況を随時報告するとともに、ご意見をいただきながら進めてまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

債権の徴収対策については、市民負担の公平性と自主財源の確保のため、徹底した収納業務を進めておりますが、この3月から市税など、主な市債権の納付方法について、口座振替を原則といたします。これにより納付の手間が省かれ、納め忘れも防げるなど、市民の利便性や市全体の収納率の向上に結びつくことを期待しております。

さて、合併から10年が経過し、この間、継続して行政改革に取り組んでまいりましたが、市政を取り巻く環境は予断を許さない状況であり、行政運営は一層厳しさを増しております。今回策定する第3次旭市行政改革アクションプランでは、人や組織、財政基盤、市の保有する資産、これら全てを限りある行政資源として捉え、最大限に活用する行政経営の視点を取り入れ、より徹底した行政改革を推し進めてまいります。

また、できる限り具体的な取り組み事項を掲げ、可能な限り数値目標を設定するなど、実効性のある計画としております。特に全国的にも大きな課題となっている公共施設更新問題については、本市のまちづくりや新庁舎建設とも併せて、最適な施設総量と再配置を検討するため、公共施設等総合管理計画を策定し、効率的な資産戦略を行ってまいります。そして旭市を次世代にしっかりと引き継ぐため、全職員が一丸となって行政改革に取り組んでまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

本庁舎建設に当たり、市民会議やパブリックコメント、また地区懇談会等における市民の意見を踏まえて、旭文化の杜公園を建設候補地とし、関係する法令等の手続きを進め、それが終了後に建設地として決定したいと考えております。

次に、合併10周年記念式典について申し上げます。

平成17年7月1日の合併から本年をもって10年を迎えるに当たり、これを記念する旭市合

併10周年記念式典を7月11日に東総文化会館において挙行することといたしました。式典にはこの10年の間にさまざまな分野で本市にご功績をいただいた方々などをお招きしたいと考えております。

次に、平成27年度の予算編成について申し上げます。

本市の財政状況は、歳入面においては、地方消費税交付金の増加は見込めるものの、景気回復の遅れにより市税の増収は期待できない状況にあり、地方交付税や地方譲与税については、制度の見直し等による減収が推計されることから、歳入全体では減となる見込みであります。

歳出面においては、少子高齢化の進行、低所得世帯の増加等に伴う社会保障、医療関係経費の増加に加え、喫緊の課題である防災・減災対策や人口減少対策、さらには公共施設の老朽化対策等について多くの経費を要する状況にあります。復興関連事業、合併関連事業の歳出減により、歳出総額は減少する見込みであります。

このような状況の中、平成27年度の予算編成に当たっては、限られた財源の重点的・効率的な配分を基本に、旭市総合計画をはじめとした各種主要計画に掲げる諸施策を着実に実施しつつ、市民福祉の向上に努め、本市の一体性の確立及び均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を273億8,000万円としたものであります。

特別会計は、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業で、162億7,630万円、企業会計は、水道事業、病院事業の2事業で、406億381万6,000円となり、当初予算の規模を842億6,011万6,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ273億8,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に70億299万円、9款地方交付税に89億円、13款国庫支出金に28億528万円、14款県支出金に15億9,978万円、20款市債に26億7,390万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に33億7,629万3,000円、3款民生費に84億6,771万円、8款土木費に23億5,759万3,000円、10款教育費に32億7,981万3,000円、12款公債費に29億9,936万9,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を事業勘定で104億200万円、施設勘定で8,700万円とするものであります。

議案第3号は、平成27年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5億1,300万円とするものであります。

議案第4号は、平成27年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ46億1,200万円とするものであります。

議案第5号は、平成27年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ6億1,000万円とするものであります。

議案第6号は、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,230万円とするものであります。

議案第7号は、平成27年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,530件、年間給水量を579万977立方メートルと見込み、事業収益を15億3,662万5,000円と予定いたしました。

議案第8号は、平成27年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は26万7,100人、外来患者数は64万2,900人を見込み、収益的収入及び支出において、収入360億7,035万7,000円、支出357億3,181万円を計上し、当年度利益として3億3,854万7,000円を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出については、収入2億108万1,000円、支出31億6,521万6,000円を計上しております。支出のうち主なものとしては、放射線情報システムなどの更新を予定しております。

議案第9号は、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億800万円を追加し、予算の総額を311億6,610万円とするものであります。

議案第10号は、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出それぞれ9,910万円を追加し、予算の総額を93億9,110万円とするものであります。

議案第11号は、平成26年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ6,700万円を追加し、予算の総額を46億9,200万円とするものであります。

議案第12号は、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ84万円を追加し、予算の総額を5,624万円とするものであります。

議案第13号は、平成26年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、事業収入に2億1,356万6,000円を追加するものであります。追加の内容は一般会計の退職手当一般負担金縮減に伴う病院事業会計への繰り入れであります。

議案第14号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定についてでありまして、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人へ移行するに当たり、評価委員会を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第15号は、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定についてでありまして、旭市内の医療機関に従事する看護師を確保するに当たり、看護学生入学支度金貸付制度を創設するため、条例を制定するものであります。

議案第16号は、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定についてでありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職として位置づけられることから、条例を制定するものであります。

議案第17号は、旭市立保育所条例の制定についてでありまして、児童福祉法の一部改正に伴い、これまでの保育所条例を廃止し、改めて条例を制定するものであります。

議案第18号は、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴い、幼稚園・保育所等の利用者負担額を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第20号は、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第21号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援法等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会委員の報酬額を定める等、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職として位置づけられることから、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旅費の支給要件の見直し等、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、関係法令の名称が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、これまで償還払いで行っていた医療費の助成を現物給付方式へ移行するため、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、第6期介護保険事業計画に基づき介護保険料を改定するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、暴力団の排除規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、埴東西児童遊園を廃止するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、育英資金の給付対象となる学校等の範囲を、学校教育法に基づき明確化するため、所要の改

正を行うものであります。

議案第35号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについてでありまして、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人へ移行するための定款について、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号及び議案第37号の2議案は、いずれも指定管理者の指定についてでありまして、それぞれの施設の指定管理者を継続して指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号は、市道路線の認定についてでありまして、道路整備及び宅地造成により4路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは、事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時21分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（景山岩三郎） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決について

て、補足説明を申し上げます。

予算書をご用意ください。

予算の内容について、前年度と比較しながら主なものをご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を273億8,000万円と定めるもので、対前年度15億5,000万円、5.4%の減となりました。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほどご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中で説明いたします。

9 ページ、お願いいたします。

第2表、債務負担行為です。表の1番目から7番目までは例年設定している農業・漁業・中小企業及び東日本大震災に係る利子補給と損失補償について、下から3番目以下、公共施設等総合管理計画策定事業、固定資産評価基礎調査事業、中学校大規模改造事業について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として26億7,390万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いたしまして、13ページの歳入から順を追ってご説明いたします。

それでは、13ページをお願いいたします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は、景気の回復のおくれなどから対前年度比0.2%の減で、28億2,739万円を見込みました。

2 目法人市民税については、個人市民税と同様、景気の回復のおくれから対前年度比4.3%の減で、4 億3,153万5,000円を見込みました。

2 項 1 目固定資産税は、土地は増収見込みであります。家屋・償却資産の減収見込みとなることから、全体では対前年度比1.0%の減で、27億8,263万4,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は、対前年度比4.1%の増で、1億5,299万4,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、対前年度比1.8%の減で、5億5,605万9,000円を見込みました。

15ページをお願いいたします。

6項1目入湯税は、対前年度比13.0%の減で、707万3,000円を見込みました。

7項1目都市計画税は、対前年度比0.5%の増で、2億4,181万6,000円を見込みました。

2款地方譲与税から9款地方交付税までにつきましては、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだものです。

1項1目地方揮発油譲与税は、前年度と同額を見込んでおります。

16ページ、お願いいたします。

2項1目自動車重量譲与税は、対前年度比4.9%の減で、2億1,500万円を見込みました。

3款の利子割交付金、4款配当割交付金は、前年度と同額を見込んでおります。

17ページ、お願いいたします。

5款株式等譲渡所得割交付金は、対前年度比150.0%の増で、1,000万円を見込みました。

6款地方消費税交付金は、昨年4月の消費税増税の影響から、対前年度比44.5%の増で、11億円を見込みました。

7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金は、前年度と同額を見込んでおります。

18ページ、お願いいたします。

9款地方交付税です。このうち普通交付税は地方消費税交付金の増などから1億円の減、特別交付税は震災関連分を3億円の減と見込んだことから、交付税全体では対前年度比4.3%の減で、89億円を見込みました。

10款交通安全対策特別交付金は、対前年度比23.1%の減で、1,000万円を見込みました。

11款分担金及び負担金は、1項1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金において、子育て支援新制度に伴う市内公立保育所の保育料収入を負担金から使用料へ移行したことなどにより、合計が19ページの上の計になりますが、対前年度比36.0%の減で、4億1,286万2,000円を見込みました。

その下にあります12款1項使用料は、合計が20ページ中ほどになりますが、対前年度比167.4%の増で、3億5,796万2,000円を見込みました。

2項の手数料は、合計が21ページ中ほどになりますが、前年度とほぼ同額の2億7,803万4,000円を見込みました。

その下、13款国庫支出金ですが、1項1目民生費国庫負担金については、3.9%の減で、

個別に見ますと、22ページをお願いします。3節児童福祉費国庫負担金は、子育て支援新制度により、保育所運営費負担金が廃止となったことなどにより、対前年度に比べ1億8,074万9,000円、18.3%の減となっております。4節生活保護費国庫負担金は、対前年度6,026万2,000円、11.2%の増となっております。

2項1目総務費国庫補助金は、対前年度比91.3%と大幅な減となっておりますが、これは説明欄1、東日本大震災復興交付金が2億9,240万4,000円減となったことによるものであります。

2目民生費国庫補助金は、対前年度比8.0%の減となっておりますが、これは、23ページをご覧ください。2節児童福祉費国庫補助金、説明欄4、子育て支援新制度による保育緊急確保事業費補助金2億611万6,000円の新規計上があるものの、22ページに戻りますが、1節社会福祉費国庫補助金、説明欄2の臨時福祉給付金給付事業費補助金や2節児童福祉費国庫補助金、説明欄2の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金が減となったことによるものです。

3目衛生費国庫補助金は、対前年度比24.1%の減となりました。減の主な理由は、説明欄2、循環型社会形成推進交付金188万6,000円の減によるものです。

4目土木費国庫補助金は、対前年度比31.6%の減となっております。減の主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金、説明欄1、社会資本整備総合交付金7,976万1,000円の減によるものです。

5目教育費国庫補助金は、対前年度比172.8%の大幅な増となっております。増の主な理由は、2節小学校費国庫補助金、3節中学校費国庫補助金の中で、説明欄1、学校施設環境改善交付金に係る事業が、それぞれ大幅な増となったことによるものです。

24ページをお願いいたします。

3項委託金は、合計が25ページ一番上になりますが、対前年度比26.8%の増で、2,304万5,000円を見込みました。増の主な理由は、24ページ、3目教育費委託金、説明欄1、緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金の新規計上によるものです。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は2.4%の減で、主な理由は、1節社会福祉費県負担金の説明欄3、保険基盤安定負担金が国民健康保険税の軽減世帯数の増などにより、3,916万6,000円、19.5%増となったものの、3節児童福祉費県負担金において、国庫負担金同様、子育て支援新制度により、保育所運営費負担金が廃止となったことによるものです。

26ページ、お願いいたします。

2項1目民生費県補助金は、37.8%の増で、増の主な理由は、3節児童福祉費県補助金の説明欄3、保育緊急確保事業費補助金及び27ページの説明欄4、放課後児童対策事業費補助金の新規計上によるものです。

2目衛生費県補助金は、9.5%の増で、主な理由は、説明欄6、住宅用省エネルギー設備導入促進事業費補助金の増によるものです。

3目農林水産業費県補助金は、43.6%の増で、主な理由は、説明欄6、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金の増と、28ページになります。説明欄11、農地の保全や維持管理のための多面的機能支払交付金の新規計上によるものです。

4目商工費県補助金は、253.6%の増となっておりますが、これは2節観光費県補助金、説明欄1、有料道路利用観光振興事業費補助金、及び説明欄2、千葉県観光地魅力アップ整備事業費補助金の新規計上によるものです。

5目土木費県補助金は、78.4%の減で、説明欄3、被災者住宅再建支援事業費補助金の減によるものです。

29ページをお願いいたします。

6目消防費県補助金は、134.4%の増で、説明欄1、消防防災施設強化事業費補助金862万2,000円の増によるものであります。

7目教育費県補助金は、87.2%の減で、これは主に放課後児童対策事業費補助金を民生費補助金へ科目変更したことによるものであります。

3項1目総務費委託金は、選挙費委託金や統計調査委託金などの増減により、26.5%の増となっております。

30ページをお願いいたします。

民生費委託金は、前年度と同額を計上しております。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

17款繰入金2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金は、対前年度1億2,000万円減の1億4,000万円、2目災害復興基金繰入金は、対前年度7,261万5,000円減の3億1,455万円、3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度5億5,061万8,000円減の5億6,403万3,000円、4目地域振興基金繰入金は、対前年度338万3,000円増の4,160万1,000円、5目学校建設基金繰入金は、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

34ページをお願いいたします。

18款繰越金は、前年度と同額の4億円を計上しております。

37ページ、お願いいたします。

20款市債は、全体では3億3,690万円の減となっています。

1目総務債は、道の駅施設整備事業債を計上しています。

2目衛生債は、水道事業一般会計出資債を新規計上しています。

3目農林水産業債は、農業基盤整備事業債の増により1,930万円の増となっています。

4目土木債は、蛇園南地区流末排水整備事業債をはじめとした各事業債の減により、5億1,260万円の大幅な減となっています。

5目消防債は、消防施設整備事業債、常備消防自動車の増と、新規に非常備消防自動車分を計上したことから、1億120万円の増となっております。

6目教育債は、飯岡中学校改築事業債の減等により、2億1,960万円の減となっています。

38ページをお願いいたします。

7目臨時財政対策債は、13.2%の減を計上いたしました。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明いたします。

40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、対前年度1,218万1,000円増の2億5,913万円を計上いたしました。

次に、2款総務費です。44ページをお願いいたします。

1目一般管理費は、7.9%の減を見込んでおります。減の主な理由は、51ページになります。説明欄9、新庁舎建設事業の減によるものであります。

2目人事管理費は、43.3%の減を見込んでおります。主な理由は53ページ、一番下からになりますが、説明欄3、一部事務組合負担金、19節の退職手当負担金の大幅な減によるものであります。

56ページをお願いいたします。

4目財政管理費は、92.9%の減で、減の主な理由は、57ページです。説明欄3、東日本大震災復興交付金基金積立金2億9,283万円の減によるものであります。

59ページをお願いいたします。

7目企画費は、139.1%の大幅な増で、主な理由は、説明欄1、企画事務費の旭中央病院の独立行政法人への移行に関連する経費の計上と、62ページ、説明欄5の道の駅施設整備事業の事業費増によるものであります。

64ページをお願いします。

8目電子計算費は、6.4%の減で、減の主な理由は、説明欄1、広域情報ネットワーク運用事業の電算機保守委託料等の減によるものであります。

70ページをお願いいたします。

11目諸費は、5.0%の減で、減の主な理由は、防犯灯のLED化に伴い、防犯灯電気料金補助金を廃止したため、71ページ、説明欄3の防犯対策事務費が減となったことなどによるものであります。

75ページをお願いします。

2目賦課徴収費は、14.1%の増で、増の主な理由は、76ページから77ページになりますが、説明欄2の収税事務費のうち23節の市税還付金の増によるものであります。

次に、少し飛びまして、80ページ、お願いいたします。

4項3目千葉県議会議員選挙費は、平成27年度執行分を計上したものであります。

83ページをお願いします。

5項2目委託統計調査費は、128.2%の大幅な増で、増の主な理由は、説明欄2の国勢調査費の増によるもので、5年に一度の国勢調査の経費を計上しております。

次に、3款民生費ですが、88ページをお願いいたします。

1項1目社会福祉総務費は、38.7%の減で、減の主な理由は、92ページになります。説明欄11、臨時福祉給付金給付事業の給付額の減によるものであります。

93ページ、お願いいたします。下のほうです。

2目障害者福祉費は、5.1%の増で、増の主な理由は、少し飛んで97ページ、下のほうになりますが、説明欄10の自立支援給付事業で扶助費が増加したことによるものです。

99ページ、お願いいたします。

4目国民健康保険費は、4.0%の減で、減の主な理由は、説明欄2、国民健康保険事業特別会計繰出金の減によるものであります。

106ページをお願いいたします。

3項児童福祉費においては、子育て支援新制度に伴い、新規の目の設定や目及び事業の組み替えが行われております。1目児童福祉総務費は、39.8%の減で、減の主な理由は、109ページになります。一番下、説明欄10、放課後児童クラブ運営事業が10款教育費から移行されてきたことによる増があるものの、一方で、児童扶養手当給付事業2億5,821万8,000円の減などが、次の2目母子父子福祉費へ移行したことなどによるものです。

111ページ、下段をお願いいたします。

先ほどの2目母子父子福祉費は、新たに設定した目であり、主な事業は児童扶養手当給付事業や、ひとり親家庭等、医療費等助成事業等が計上されております。

114ページ、お願いいたします。

5目障害児福祉費も新たに設定した目であり、障害児通所支援事業と子ども発達センター運営事業を計上いたしました。

115ページをお願いいたします。

6目保育所費は、3.7%の減となっておりますが、これは主に116ページ、お願いします。これまで公立・私立保育所の経費を一括して計上していた保育所運営費を、説明欄3、公立保育所運営費と118ページにありますが、説明欄5、民間認可保育所運営費給付事業に振り分けるとともに、経費の一部を他の目に移動したことによるものであります。

4項1目生活保護総務費は、41.4%の増で、これは主に説明欄2、生活保護総務事務費の電算業務委託料が増となったことによるものであります。

2目扶助費は、11.2%の増で、説明欄1の生活保護扶助費が増となったことによるものです。

次に、4款衛生費です。122ページをお願いします。

1項1目保健衛生総務費は、ほぼ前年並みの計上となっておりますが、今年度の新たな事業として、127ページ下段をお願いします。説明欄10、医療機関における看護師の確保対策として、将来、旭市内の医療機関に看護師として勤務しようとする方に対し、看護師養成施設への入学金の一部を貸し付ける看護学生入学支度金貸付事業を実施いたします。

128ページをお願いいたします。

2目予防費は、9.4%の減で、これは主に130ページになります。説明欄5、感染症予防対策事業の131ページの一番上のほうにありますが、麻しん等予防接種委託料が減になったことによるものであります。

次、134ページをお願いします。

4目環境衛生費は、8.9%の増で、増の主な理由は説明欄2、環境衛生事務費で、内容は次の135ページにありますが、19節の東総衛生組合負担金の増によるものであります。

140ページをお願いします。

5目公害対策費は、5.7%の増で、増の主な理由は、142ページになります。説明欄4、住宅用省エネルギー設備設置助成事業の増によるものであります。

2項1目の塵芥処理費は、3.4%の増で、増の主な理由は、143ページ、説明欄3、塵芥処理施設運営費で、145ページの下の方にありますが、18節で車両購入費の新規計上によるものであります。

次に、6款農林水産業費ですが、150ページをお願いいたします。

1項1目農業委員会費は、9.6%の減で、減の主な理由は、説明欄1、農業委員報酬に該当する農業委員さんの数が2人減になったことによるものであります。

少し飛びまして、154ページ、お願いいたします。

3目農業振興費は、13.9%の増で、増の主な理由は、156ページになります。説明欄5、水田農業構造改革推進事業及び、その下のページ、157ページの説明欄9、園芸生産強化支援事業の補助金の増によるものであります。

飛びまして、161ページをお願いいたします。

5目農地費は、47.0%の増で、増の主な理由は、162ページになります。説明欄4、農業基盤整備事業の負担金の増、及びその下、説明欄7、農地・水保全管理事業の交付金の増によるものであります。

164ページをお願いいたします。

2項1目林業総務費は、137.5%の大幅な増で、増の主な理由は、説明欄2、保安林植栽事業の植栽工事費の増によるものであります。

167ページをお願いいたします。

3項3目漁港建設費は、2.0%の減で、説明欄1、水産基盤整備事業の負担金が減となったことによるものです。

次に、7款商工費です。

171ページ、お願いいたします。

1項2目商工振興費は、8.8%の減で、減の主な理由は、173ページ、説明欄5の商業活性化推進事業、19節商店街振興事業補助金、これのうち平成27年度のプレミアム付商品券発行分については、国の補正予算に伴い、26年度、今回の補正で対応したことによるものであります。

175ページをお願いいたします。

3目観光費は、9.6%の減で、減の主な理由は、178ページ、下のほうです。説明欄4、観光施設整備事業の次のページになりますが、15節にあります観光施設改修工事のうち、旧いおか荘プール、これの改修工事費の減によるものであります。

次に、8款土木費ですが、187ページをお願いいたします。

2項2目道路維持費は、42.3%の増で、増の主な理由は、188ページ、説明欄2、道路維持補修事業の工事請負費のうち、道路舗装改修工事費が増となったことによるものであります。

189ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費は、6億9,984万2,000円、44.2%の減で、減の主な理由は、説明欄2、道路新設改良事業の工事請負費の減と、190ページになります。説明欄3、蛇園南地区流末排水整備事業、それから191ページ、下のほうにあります説明欄7、震災復興・津波避難道路整備事業などの事業費の減によるものであります。

192ページ、お願いいたします。

4目橋梁維持費は、13.1%の増で、増の主な理由は、説明欄1、橋梁長寿命化修繕事業の橋梁改修工事費の増によるものであります。

194ページをお願いいたします。

3項2目街路費は、85.3%の大幅な減で、減の主な理由は、旭駅前広場等整備事業が完了したことによるものであります。

198ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費は、43.2%の大幅な減で、減の主な理由は、仮設住宅管理費を廃止したことによるものであります。

202ページ、お願いいたします。

2目住宅建設支援費は、21.8%の減で、減の主な理由は、説明欄1、被災者住宅再建支援事業の減によるものであります。

次に、9款消防費です。

204ページ、お願いいたします。

1項1日常備消防費は、ほぼ前年度並みであります。206ページ、お願いします。説明欄4、消防車両整備事業において、消防化学車等の購入を計上いたしております。

207ページ、お願いします。

2目非常備消防費は、55.2%の大幅な増で、増の主な理由は、210ページ、説明欄6、消防団車両整備事業で、消防車両等の購入費を計上したためであります。

3目災害対策費は、39.2%の増で、増の主な理由は、211ページ、説明欄2、災害に強い地域づくり事業で委託料の地域防災計画見直し業務の新規計上によるものであります。

次に、10款教育費です。

223ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は、43.1%の大幅な増で、増の主な理由は、225ページになります。説明欄4、小学校大規模改造事業で、琴田小と中和小の屋内運動場防災機能強化工事の計上によるものであります。

2目教育振興費は、51.3%の大幅な減で、減の主な理由は、放課後児童クラブ室建設事業の終了と、放課後児童クラブ運営事業が3款民生費へ科目移動したことによるものであります。

228ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費は、46.2%の大幅な減で、減の主な理由は、231ページになります。説明欄4の中学校大規模改造事業の第一中学校大規模改造工事などの増があるものの、反対に説明欄5、飯岡中学校改築事業において、改築工事費の大幅な減によるものであります。

ずっと飛びまして、258ページ、お願いいたします。

4項11目大原幽学記念館費は、20.5%の増で、増の主な理由は、261ページになります。説明欄4、大原幽学遺跡史跡公園管理費のうち、262ページ、文化財改修工事費、これの増によるものであります。

次、また飛びまして、280ページ、お願いいたします。

12款の公債費は、元金が増え利子が減っているという状況であります。

282ページをお願いいたします。

13款諸支出金のうち、2項1目水道事業公営企業費は、1,693万2,000円の増で、増の主な理由は、説明欄2、水道事業会計出資金1,660万円の計上によるものであります。

2目病院事業公営企業費は、10.2%の増で、増の主な理由は、説明欄1、病院事業会計繰出金に退職手当一般負担金縮減分を新規計上したことによるものであります。

286ページをお願いいたします。

14款の予備費は、4,000万円を計上するものです。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続きまして、その下、287ページ、お願いいたします。ここから292ページまでは、給与費明細書となっております。今、ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものであります。

次の288ページ、お願いいたします。

2、一般職のうち、（１）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものであります。職員数は、前年度に比べて９人の減で、金額は合計で4,852万7,000円の減となっております。

このほかの内容は、289ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、293ページ、お願いいたします。ここから296ページまでは、債務負担行為に関する調書で、支出が28年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したもので、297ページ、お願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。一番下の計のところをご覧ください。左から、25年度末の現在高で、277億236万9,000円、その右が26年度末現在高見込額で、289億4,324万6,000円、その右が、27年度中の起債見込額で、26億7,390万円、その右が、27年度中の元金償還見込額で、26億9,595万4,000円です。一番右は、27年度末の現在高見込額で、289億2,119万2,000円となる見込みであります。

終わりに、資料としてお配りしてございます平成27年度当初予算の概要ですが、これは先日の全員協議会において説明したときの資料を編さんし直したものでありますので、参考にいただければと思います。

以上で、議案第１号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 58分

再開 午後 1時 0分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第２号、議案第３号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第２号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の299ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は104億200万円、施設勘定は8,700万円と定めるものです。

第2条の一時借入金、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内における流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の300ページから306ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は307ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

307ページと308ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、309ページの歳入から予算の内容について、順を追ってご説明いたします。

それでは、310ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は25億5,023万7,000円、前年度に対し1億6,171万9,000円、6%の減を見込みました。

内訳であります。309ページに戻っていただき、1項1目一般被保険者国民健康保険税が24億6,410万6,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は8,613万1,000円、これは退職被保険者等に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、医療給付費分の税率は所得割6.6%、資産割20%、均等割2万1,000円、平等割2万6,000円、課税限度額は51万円です。

後期高齢者支援金分の税率は、所得割2.3%、均等割1万2,000円、課税限度額は14万円です。

介護納付金分の税率は、所得割1.7%、均等割1万4,000円、課税限度額は12万円です。

311ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、国の定率負担で18億462万3,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対し、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を7,390万9,000円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国が3分の1を負担するもので、1,580万4,000円を見込みました。

2項1目財政調整交付金は、3億7,668万円を見込みました。内訳は、説明欄1、調整対

象需要額と調整対象収入額との差額分が交付される普通調整交付金 3 億6,686万円と、説明欄 2、特別の事情がある場合に応じて交付される特別調整交付金982万円であります。

5 款療養給付費等交付金は、1 億3,532万6,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費等に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

312ページをお願いいたします。

6 款前期高齢者交付金は、13億3,519万7,000円を見込みました。これは、前期高齢者、65歳から74歳までの方々の加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が、医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付されるものであります。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の7,390万9,000円を見込みました。

2 目特定健康診査事業費等負担金も、国と同額の1,580万4,000円を見込みました。

2 項 1 目県財政調整交付金は、5 億4,130万4,000円を見込みました。内訳は、説明欄 1、療養給付費に応じて交付される普通調整交付金 3 億5,446万9,000円と、説明欄 2、財政健全化等の施策に応じて交付される特別調整交付金 1 億8,683万5,000円であります。

313ページをお願いします。

8 款共同事業交付金は、25億6,204万円を見込みました。これは80万円を超えるものの高額医療費に対する交付金と、対象が 1 円から80万円までの医療費に対する交付金の 2 本立てとなっております。

なお、26年度までは医療に対する交付金の対象額が30万円を超えるものであったが、27年度からは 1 円からに拡大されたため、大幅な増額となったものであります。

10款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、7 億3,021万8,000円を見込みました。これは 1 節の保険基盤安定繰入金から314ページの 4 節財政安定化支援事業繰入金まで、ルール分として 4 億8,021万8,000円、及び 5 節その他一般会計繰入金として 2 億5,000万円であります。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は、1 億3,000万円を見込みました。

315ページをお願いいたします。

12款諸収入、1 項延滞金及び過料は、800万2,000円を見込みました。

3 項 1 目特定健康診査等受託収入は、1,801万5,000円を見込みました。これは国保の特定健診に合わせて、後期高齢者の健康診査に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入であります。

316ページをお願いいたします。

4 項 1 目一般被保険者第三者納付金1,200万円は、交通事故等の治療費に係る国保立替分の納付金であります。

5 目雑入の主なものは、説明欄 1、人間ドック自己負担収入1,732万4,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

317ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、2,890万2,000円を見込みました。主な内訳としましては、説明欄 1、12節役務費として、通信・運搬費及び手数料1,313万1,000円、13節委託料としてレセプト点検や電算業務等1,380万8,000円であります。

318ページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費は、1,701万2,000円を見込んでおります。主に説明欄 1、12節役務費594万4,000円及び13節電算機保守委託料911万5,000円であります。

319ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、1 目一般被保険者療養給付費45億7,300万円が主でありまして、合計は320ページをご覧ください。48億218万6,000円、前年度に対し2億5,629万6,000円、5.1%の減を見込みました。

2 項高額療養費は、321ページの合計欄をご覧ください。6億2,850万円、前年度に対し4,700万円、8.1%の増を見込みました。

1 目一般被保険者高額療養費6億600万円が主であります。

322ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金の6,303万2,000円は、1 件当たり42万円で、150件を見込みました。

2 項 1 目葬祭費の750万円は、1 件当たり5万円で150件を見込みました。

3 款後期高齢者支援金は、13億7,605万6,000円を見込みました。これは後期高齢者に係る医療費を支えるために、被保険者1人当たりの負担見込額に、各保険者の該当数を掛けて算出するものであります。

324ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は、6億2,417万3,000円を見込みました。これは国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として、社会保険診療報酬支払基金に納めるもの

であります。

7 款共同事業拠出金は、325ページの合計欄をご覧ください。26億7,015万1,000円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象医療費が80万円以上を超えるものの高額医療費共同事業拠出金及び1円から80万円までの保険財政共同安定化事業拠出金の2本立てからなるものであり、対象額の拡大により、大幅に拠出金が増額となったものであります。

8 款保健事業費は、1億2,801万8,000円を見込みました。主な事業として、説明欄1、特定健康診査事業が7,802万8,000円、説明欄2、特定保健指導事業が716万8,000円、326ページになります。説明欄3、短期人間ドック事業が4,083万6,000円見込みました。

327ページをお願いいたします。

11 款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、328ページの合計をご覧ください。1,171万5,000円を見込みました。

3 項1目他会計繰出金は、1,060万円を見込みました。これは滝郷診療所及び旭中央病院への国・県補助金を、国保会計を経由して繰り出すものであります。

329ページをお願いいたします。

12 款予備費は、前年度と同額の3,000万円を見込みました。

330ページは、給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

331ページと332ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、333ページの歳入から、予算の内容について、順を追ってご説明いたします。

それでは、333ページをお開きください。

1 款1項外来収入は、前年度に対して134万8,000円、2.1%増の6,705万2,000円を見込みました。

2 項1目諸検査等収入は、前年度に対し43万9,000円、9.0%増の530万3,000円を見込みました。これは予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

335ページをお願いいたします。

6 款1項他会計繰入金は、一般会計より710万円、及び国保事業勘定より30万円を見込みました。

336ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金は、558万3,000円を計上しました。これは収支不足を補填するため、財政調整基金からの繰り入れであります。

7 款繰越金は、110万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

338ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、4,830万1,000円を見込みました。主に職員給与費と診療所に係る事務費と管理費であります。

341ページをお願いいたします。

2 款医業費、1 項 3 目医薬品衛生材料費は、患者数の増が見込まれまして、前年度に対し116万6,000円、3.4%増の3,505万3,000円と見込むものであります。

344ページから347ページは、給与費明細書であります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号、平成27年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の349ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を5億1,300万円と定めるものであります。

次の350ページ、351ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は353ページ以降の後期高齢者特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

353ページ、354ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

355ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料は、3億4,518万4,000円、前年度に対し698万9,000円、2.1%の増を見込みました。

内訳として、1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料に2億4,505万2,000円、2 節現年度分普通徴収保険料に9,878万円、3 節滞納繰越分普通徴収保険料に135万2,000円であります。

徴収方法としまして、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きする特別徴収と、納付書等による普通徴収とになります。

また、保険料率ですが、県内均一であり、所得割が7.43%、均等割が3万8,700円、また、賦課限度額が57万円となります。

また、被保険者の所得状況によりまして、均等割では9割・8.5割・5割・2割の軽減措置がとられ、所得割でも5割の軽減措置がとられております。

2 款繰入金は、一般会計から 1 億6,044 万4,000 円、前年度に対し216 万6,000 円、1.3%の減を見込みました。内容としましては、徴収事務費に係る事務経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3 款繰越金は500 万円を見込みました。

356 ページをお願いいたします。

4 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金は、100 万4,000 円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補填されることから、計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

357 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、広域連合にかわって各種届け出を処理するための事務的経費で、1,203 万6,000 円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、278 万8,000 円を見込みました。

358 ページをお願いいたします。

2 款広域連合納付金は、4 億9,217 万2,000 円を見込みました。これは、徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、104 万4,000 円を見込みました。これは、歳入の 4 款諸収入のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を還付するものであります。

359 ページをお願いいたします。

4 款予備費は、500 万円を見込みました。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第 4 号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の361 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を46 億1,200 万円と決めました。

第 2 条は、歳出予算中各項において流用できる経費は、保険給付費とするものです。

次の362ページから368ページまでは説明を省略させていただきまして、369ページの歳入から予算の内容について、主なものを説明申し上げます。

369ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は9億5,757万3,000円で、保険料基準額は5万4,000円、納付義務者数を1万8,577人と見込み、対前年度8.6%の増です。

なお、第1号被保険者保険料につきましては、議案第29号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただいておりますので、そこで補足説明いたします。

内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を現年度分の90%に当たる8億7,084万8,000円とし、2節現年度分普通徴収保険料に8,088万3,000円、3節過年度分普通徴収保険料に584万2,000円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、7億9,644万1,000円を、2項1目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の5.99%、2億6,846万2,000円を見込み、2目地域支援事業交付金に2,000万円をそれぞれ見込みました。

370ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で12億5,491万8,000円を、2目地域支援事業支援交付金に229万2,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は6億6,016万1,000円、2項1目地域支援事業交付金に1,000万円を見込みました。

371ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は5億6,023万2,000円、2目地域支援事業繰入金に1,146万2,000円、3目介護保険事務費繰入金に5,693万3,000円、4目低所得者保険料軽減繰入金に892万8,000円をそれぞれ見込みました。

373ページをお願いいたします。

8款2項2目雑入の459万3,000円は、説明欄記載のとおり地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、374ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、一般事務費経費として1,326万6,000円、2 項 1 目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費で345万6,000円。

375ページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会の開催を毎週 2 回、年96回と見込み、2,434万9,000円。

376ページをお願いいたします。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,506万6,000円と見込み、それぞれ計上いたしました。

378ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は44億8,184万8,000円で、対前年度0.3%の減を見込みました。

1 項 1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などのサービス給付費で、17億3,785万9,000円を計上いたしました。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、グループホームに50人、小規模特別養護老人ホームに46人の利用を見込み、2 億9,140万3,000円を計上いたしました。

3 目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設に424人、老人保健施設195人、療養型医療施設 4 人、合計623人の利用を見込み、18億1,188万3,000円を計上しました。

379ページの下段になります。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、2 億4,964万9,000円を見込みました。

380ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護予防サービス給付費は、要支援者の保険給付費で、利用者を212人と見込み、それぞれ計上いたしました。

382ページをお願いいたします。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で、378万7,000円を見込みました。

4 項 1 目高額介護サービス費は、7,150万円を計上しました。

384ページをお願いします。

6 項特定入居者介護サービス等費は、施設入所者への低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、計の欄になりますが、1 億9,254万8,000円を計上しました。

385ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金に250万円を計上いたしました。

5款1項1目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で、376万8,000円を計上いたしました。

386ページをお願いいたします。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、二次予防対象高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費で、465万9,000円を見込みました。

387ページをお願いいたします。

2項1目包括的支援事業費は、包括支援センターが実施する二次予防対象高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,417万円を計上いたしました。

389ページをお願いいたします。

3項1目任意事業費は2,767万8,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、390ページの配食サービス事業などを実施いたします。

392ページをお願いいたします。

7款予備費は、1,000万円を計上いたしました。

393ページから397ページは、給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第5号、平成27年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の399ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億1,000万円に定めるもので、対前年度1億1,300万円、15.6%の減となりました。

第2条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金、最高額を2億円に定めるものでございます。

400ページから402ページの第1表、歳入歳出予算ですが、これらの内容につきましては、407ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

403ページをお願いいたします。

第2表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、5,290万円を計上するものでございます。

405ページ、406ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

407ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は、平成27年度受益者負担金納付額について、供用開始区域の賦課面積増により3,378万2,000円で、対前年度13.3%増を見込みました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、本年度の実績及び新規接続分により1億396万8,000円で、対前年度4.3%増を見込みました。

3款国庫支出金は、建設事業費の減により1,550万円で、対前年度69.5%減となっております。

408ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3億5,358万1,000円で、対前年度9.1%の減となっております。

6款繰越金は、前年度繰越金で5,000万円を見込みました。

409ページをお願いいたします。

8款市債、1項1目下水道債は、面整備事業の事業量に伴い5,290万円で、対前年度60.3%減を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

411ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、本事業に係ります職員給与費、管理経費5,847万5,000円で、対前年度7.2%減となっております。

413ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目維持管理費、説明欄2、施設維持管理費は、主に修繕料の減により1億5,054万8,000円で、対前年度2.7%減を見込みました。

415ページをお願いいたします。

2款事業費、2項1目工事費、説明欄1、下水道建設事業は、面整備工事の事業量の減により7,305万3,000円で、対前年度59.4%減を見込みました。主な事業といたしましては、平

成27年度において、ロの新田地区3.8ヘクタールを整備し、事業認可区域202ヘクタールの面整備工事が全て完了するものでございます。

416ページをお願いいたします。

3款公債費、1項1目元金は2億522万8,000円で、対前年度5.7%増。

2目利子につきましては8,317万6,000円で、対前年度10%減となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

418ページから422ページは、職員の給与費明細書でございます。

423ページをお願いいたします。

地方債の現代高の見込みに関する調書で、平成27年度末の現在高見込額は、39億8,693万8,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第6号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の425ページをお開きください。

平成27年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,230万円と決めました。前年度予算額5,540万円に対しまして、5.6%の減であります。

次の426ページの歳入歳出予算から430ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は、省略させていただきまして、431ページの歳入から予算の順を追ってご説明申し上げます。

それでは、431ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は84万円で、前年度と同額であります。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は1,721万9,000円で、対前年度103万4,000円、6.4%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上いたしました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,323万8,000円で、対前年度86万6,000円、2.7%の増であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金100万円は、前年度繰越金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

433ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業にかかわる職員の人件費及び管理経費1,023万8,000円で、対前年度95万7,000円、10.3%の増であります。

434ページをお願いいたします。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は2,077万6,000円で、対前年度412万7,000円、16.6%の減であります。

説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,444万1,000円で、主なものは光熱水費474万円、修繕料568万7,000円、施設維持管理委託料306万8,000円であります。

続きまして、説明欄 2 の琴田地区排水施設維持管理費は633万5,000円で、主なものは光熱水費207万4,000円、施設維持管理委託料243万8,000円であります。

436ページをお開きください。

2 目資源循環事業費53万2,000円は、農業集落排水処理施設から排出される汚泥の処理費用であります。

437ページの 3 款公債費、1 項 1 目元金1,483万5,000円、2 目利子427万9,000円は、農業集落排水施設整備による借入金の償還金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、438ページをお開きください。

給与明細書でありまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等について、前年度との比較であります。

439ページから441ページにつきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、442ページをお開きください。

地方債の現在高に関する調書でありまして、表の一番右側の欄ですが、27年度末現在高見込額は2億1,389万4,000円であります。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） それでは、議案第7号、平成27年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で、（1）番、給水件数を1万9,530件、年間給水量を579万977立方メートルとし、1日平均給水量は1万5,866立方メートルと予定いたしました。

（2）番、主要な建設改良事業でございますが、配水管布設工事に3,448万8,000円、海上配水場増池工事に3,190万円、配水管布設替工事に8,859万7,000円を予定いたしました。

2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億4,886万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額873万7,000円と、過年度分損益勘定留保資金1億4,012万8,000円で補填いたします。

4ページをお開きください。

第5条は、継続費でございます。海上配水場の適正な配水池容量の確保や、自然流下区域の拡大等を目的に、配水池の増池工事を行うものであり、平成27、28年度の2か年事業として実施をするものでございます。平成27年度は場内整地、基礎工事等を、平成28年度は、配水池本体、機械・電気等の工事を行うものであります。

第6条は企業債であり、海上配水場増池工事に1,580万円、配水管布設替工事に1,480万円を借り入れるものであります。

5ページをお開きください。

第7条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を512万8,000円と定めるもので、これは量水器等の購入費でございます。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となります。

7ページをお開きください。

平成27年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入ですが、1 款水道事業収益は15億3,662万5,000円で、前年度に比べまして1,593万8,000円、1.0%の減を予定いたしました。

1 項営業収益は14億8,026万6,000円で、主なものは1 目給水収益に14億7,273万4,000円の水道料金であります。有収水量を551万3,010立方メートルと見込みました。

3 目その他営業収益は753万1,000円で、一般会計からの消火栓維持管理負担金及び給水装置工事設計審査手数料等でございます。

2 項営業外収益は5,635万9,000円を予定いたしました。主なものは3 目長期前受金戻入益で、補助金等をもって取得した償却資産の減価償却等に伴う長期前受金の戻入5,493万6,000円でございます。

次に、8 ページをお開きください。

支出の部ですが、1 款水道事業費用は14億5,459万4,000円で、前年度に比べまして2,911万7,000円、2 %の減を予定いたしました。

1 項営業費用は13億9,348万1,000円で、主なものは1 目原水及び浄水費に8 億5,162万1,000円と、5 目の固定資産の減価償却費2 億3,479万3,000円でございます。

2 項営業外費用は3,992万2,000円を予定いたしました。

内訳は1 目企業債の支払利息及び取り扱い諸費1,670万5,000円。

2 目消費税及び地方消費税2,321万7,000円となっております。

3 項特別損失は119万1,000円となっております。

4 項は予備費として2,000万円を予定いたしました。

次の9 ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、1 款資本的収入は1 億333万1,000円、前年度に比べまして4,006万5,000円、63.3%増を予定いたしました。

内訳は1 項1 目企業債は3,060万円で、海上配水場配水池増池工事分に1,580万円、耐震管布設替工事分として1,480万円を合わせたものであります。

支出の部ですが、1 款資本的支出2 億5,219万6,000円で、前年度に比べまして1,116万5,000円、4.6%増を予定いたしました。

1 項建設改良費は1 億7,370万3,000円を予定いたしました。

1 目拡張工事費は、海上配水場増池工事及び負担要綱に基づく配水管布設工事等で6,638万8,000円。

2 目改良工事費は、配水管布設替工事で8,859万7,000円となっております。

2項1目は企業債の償還元金で5,849万3,000円を予定しております。

次に、10ページをお開きください。

水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

左側のⅠ、業務活動によるキャッシュ・フローの計が2億5,701万9,000円、右側になりますが、Ⅱ、投資活動によるキャッシュ・フローの計がマイナス1億883万5,000円。

11ページになりますが、左側のⅢ、財務活動によるキャッシュ・フローの計がマイナス1,129万3,000円となっております。右側のⅣは資金の増加額で、ⅠからⅢまでを加えた額で1億3,689万1,000円、Ⅴは資金の期首残高で10億145万4,000円、Ⅵは資金の期末残高で11億3,834万5,000円となっております。

次の12ページから15ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

16ページから18ページにつきましては、平成27年度末の予定貸借対照表となっております。

18ページの7、剰余金をご覧いただきたいと思います。

(2)の利益剰余金は19億2,273万5,000円となる見込みでございます。このうち17億1,243万2,000円につきましては、会計制度の改正により今まで資本剰余金として分類していた国の補助金等で、減価償却費の済んだ分を振りかえたものでございます。

次に、19ページから23ページにつきましては、平成26年度予定損益計算書、及び平成26年度末の予定貸借対照表でございます。

23ページの7、剰余金をご覧ください。

(2)番の利益剰余金ですが、18億2,566万3,000円となる見込みでございます。このうち16億5,749万6,000円につきましては、資本剰余金として分類した国補助金等で、減価償却の済んだ分を振りかえたものでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第8号、平成27年度旭市病院事業会計予算の議決について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量であります。

1、事業量の（1）事業計画ですが、許可病床数は989床です。患者数は入院患者数26万7,100人、外来患者数64万2,900人を見込みました。

また、③介護老人保健施設は入所者数3万4,310人、通所者数6,840人を見込みました。

2ページをお開きください。

④養護老人ホームは、入所者数1万1,310人、短期入所者数800人、特別養護老人ホームは、入所者数1万8,100人、短期入所者数670人、⑥ケアハウスは、入所者数1万4,600人、⑦訪問看護ステーションは、訪問患者数6,050人、⑧グループホームは、入所者数1,090人を見込みました。

2、資本的支出の（1）建設改良計画ですが、①工事費2億7,000万円、②資産購入費11億514万円を予定いたしました。

3、職員計画は1,921人であります。

3ページをご覧ください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額であります。

4ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。後ほど実施計画によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

平成27年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきましては、1款病院事業収益は360億7,035万7,000円を予定いたしました。

1項医業収益は316億9,625万3,000円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は181億3,862万2,000円、2目外来収益は124億2,438万8,000円を予定いたしました。入院収益、外来収益とも患者数は直近の推移を勘案し、単価は実績平均から入院3.5%増、外来1.6%減として算出いたしました。

2項医業外収益は30億2,609万1,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金1億7,621万1,000円は、臨床研修費補助金などで、病院の運営に対して国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金21億4,489万6,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。なお、このほかに看護師養成事業収益に7,718万7,000円、養護老人ホーム事業収益に1,740万2,000円、ケアハウス事業収益に

2,522万3,000円が繰り入れ予定であり、繰入金の合計は22億6,470万8,000円を予定してございます。

4目長期前受金戻入2億1,540万円は、補助金等により取得した資産の補助金償却分であります。

8ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億4,140万5,000円は、看護学生の授業料、寄宿舎費、繰入金などです。

4項介護老人保健施設事業収益5億3,753万3,000円は、入所者、通所者の介護料などであります。

5項養護老人ホーム事業収益1億1,424万9,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などであります。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億847万5,000円は、入所者の介護料などであります。

7項ケアハウス事業収益6,630万9,000円は、入所者の使用料、繰入金などであります。

8項訪問看護ステーション事業収益6,169万円は、旭こころとくらしのケアセンターの訪問看護料であります。

9項グループホーム事業収益478万6,000円は、神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム事業の利用料等でございます。

10項特別利益2億1,356万6,000円は、千葉県市町村総合事務組合において、退職手当一般負担金の累積収支黒字分を縮減するため、市の負担金額が減額となり、その相当額を市から繰り入れするものです。

次に、支出でございますが、9ページをご覧ください。

1款病院事業費用は357億3,181万円を予定いたしました。

1項医業費用は322億7,347万8,000円を見込みました。主な内訳であります。1目給与費149億1,554万6,000円は、病院職員に係る給与費であります。2目材料費94億9,964万2,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3目経費45億8,481万3,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。4目減価償却費は30億100万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2項医業外費用は20億8,354万5,000円であります。主な内訳であります。1目支払利息及び企業債取扱諸費5億1,276万円、2目雑損失7億5,501万2,000円、3目繰延勘定償却5億6,000万円、4目長期前払消費税償却1億9,100万円は、課税仕入額に係る消費税のうち、

仕入控除対象外相当分の償却であります。

10ページをお開きください。

3項看護師養成事業費用3億7,649万円は、職員給与費や学生の教育費、奨学金などであります。

4項介護老人保健施設事業費用は5億1,852万4,000円、5項養護老人ホーム事業費用は1億3,333万4,000円、6項特別養護老人ホーム事業費用は2億560万4,000円、7項ケアハウス事業費用は6,424万7,000円、8項訪問看護ステーション事業費用は6,128万9,000円、9項グループホーム事業費用は1,529万9,000円で、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などであります。

11ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1款資本的収入は2億108万円を予定いたしました。

1項1目企業債2億円は、医療器械整備事業に係る企業債借入であります。

支出ですが、1款資本的支出は31億6,521万6,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は13億7,514万円を予定しております。そのうち、1目工事費2億7,000万円は、本館エレベーター増設などを予定したものであります。

また、2目資産購入費11億514万円は、医療器械の購入やソフト開発費などであります。

2項1目企業債償還金は17億9,007万5,000円であります。

ここで、4ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の本文、括弧書きであります。これは資本的収入2億108万1,000円、資本的支出31億6,521万6,000円により生ずる不足額29億6,413万5,000円を、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

5ページをご覧ください。

第5条は、企業債について定めるもので、医療器械整備事業として2億円の起債を予定いたしました。

第6条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第8条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6 ページをお開きください。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を118億8,000万円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、滅菌器など10件を予定いたしました。

12ページからは平成27年度予定貸借対照表であります。16ページの下から5行目、2、当年度未処分利益剰余金は、当期利益金2億9,664万4,000円を含めて31億8,385万841円を見込みました。

17ページから19ページは、平成26年度予定損益計算書であります。

20ページをお開きください。

平成27年度旭市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。

21ページをご覧ください。

VI、資金期末残高は107億4,837万6,000円と予定いたしました。

22ページをお開きください。

会計注記ですが、重要な会計方針に係る事項について記載いたしました。4、セグメントは事業ごとの損益・資産を見るための表となっております。

23ページからは平成26年度予定貸借対照表となっております。その後、28ページからは給与費明細書、35ページからは旭市病院事業予算実施計画内訳書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時25分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5

号)について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億860万円を追加し、予算の総額を311億6,670万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正と第3条、債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、後ほど別のところでご説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額でありますので、説明を省略し、内容は事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、上段の表に掲載いたしましたとおり、年度内に完了しない見込みの事業について、4事業を追加するとともに、下段の表のとおり、4事業について金額を変更するものです。

追加する事業のうち3款3項児童福祉費、乳幼児紙おむつ給付事業と7款1項商工費、商業活性化推進事業については、国の補正予算に基づく2事業でありますので、事業内容等につきましては、後ほどご説明いたします。

8款2項道路橋梁費、道路維持補修事業については、道路境界の同意や地元水利管理者等の関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することができないため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

10款3項中学校費、飯岡中学校改築事業については、学校用地となる土地の土地改良事業の遅れにより、工事に向けての法的手続きが遅れ、本年度予定の工期が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に、変更です。

8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業については、道路境界確定が難航したことと、関係官公庁等の協議に不測の日数を要し、工事に着手できなかったため、金額を変更するものです。

蛇園南地区流末排水整備事業については、隣接する前年度繰越工事の進捗の影響から、本年度工事の施工ができないため、金額を変更するものであります。

同じく、震災復興・津波避難道路整備事業及び道路維持補修事業については、地権者の同意や他の関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の業務及び工事に着手できなかったため、金額を変更するものです。

5 ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正は、国営大利根用水土地改良事業（国営施設機能保全事業）に係る旭市の受益割合に応じた負担分の追加であり、本債務負担行為の設定により締結する協定書の締結年度である平成26年度から償還終了予定年度である平成52年度までを期間とした債務負担行為を新たに設定するものであります。

6 ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正です。

掲載しました2事業については、事業の見送りや財源内訳の見直しなどにより、起債の限度額を増減するものであります。

次の7ページと8ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いたしまして、9ページの歳入から順を追って説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税3億268万6,000円の追加は、普通交付税の留保分について、今回の補正財源として計上したものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金232万1,000円の追加は、1節社会福祉費国庫負担金、説明欄1、保険基盤安定負担金161万8,000円、及び2節児童福祉費国庫負担金、説明欄1、障害児通所給付費等負担金70万3,000円の増によるものです。

2項1目総務費国庫補助金5億8,949万2,000円の追加は、説明欄1、東日本大震災復興交付金4億6,396万5,000円の増と、説明欄2、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1億2,552万7,000円の新規計上によるものです。なお、後者の交付金は国の補正予算によるもので、地域における消費喚起策等に対し、国から交付されるものであります。

2目民生費国庫補助金156万円の追加は、介護保険事業費補助金の新規計上によるものであります。

5目教育費国庫補助金185万5,000円の減は、飯岡中学校改築事業の財源区分の見直しにより、学校施設環境改善交付金を減額するものであります。

10ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金1,595万8,000円の追加は、1節社会福祉費県負担金の説明欄1、保険基盤安定負担金1,560万7,000円、及び3節児童福祉費県負担金の説明欄1、障害児通所給付費等負担金35万1,000円の増によるものであります。

2項4目商工費県補助金3,469万2,000円の追加は、国庫補助金である地域活性化・地域住

民生活等緊急支援交付金に合わせた県の上乗せ分として、プレミアム付商品券市町村交付金の増によるものであります。

8目総務費県補助金120万円は、防犯カメラ設置に係る防犯設備設置事業費補助金の新規計上によるものであります。

16款1項1目一般寄附金839万9,000円の追加は、災害見舞金を計上するものであります。

8目衛生費負担金10万円は、環境衛生のための篤志寄附を計上するものであります。

11ページをお願いいたします。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金3,455万6,000円の追加は、平成25年度介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分であります。

2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入額2億6,000万円を全て減額するものであります。

3目東日本大震災復興交付金基金繰入金456万円の減は、事業費の減によるものであります。

5目学校建設基金繰入金の減は、財源の見直しにより、予定しておりました繰入額4,147万3,000円を全て減額するものであります。

18款1項1目繰越金2億8,232万4,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものであります

12ページをお願いいたします。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正で説明しましたとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費3億円の追加は、庁舎整備基金への積立金であります。

2目人事管理費2億9,693万4,000円の減は、退職手当一般負担金の減免により減額するものであります。

4目財政管理費4億9,681万8,000円の追加は、災害復興基金へ839万9,000円、東日本大震災復興交付金基金へ4億8,841万9,000円を積み立てるものであります。

7目企画費3,075万円の追加は、道の駅施設の管理運営を担う株式会社季楽里あさひへの出資金を新規計上するものであります。

8目電子計算費816万5,000円の追加は、介護保険の制度改正に伴うシステム改修費の増に

よるものであります。

14ページ、お願いいたします。

10目地域振興費151万円の追加は、コミュニティバス等運行事業助成金の増によるものです。

11目諸費7,399万5,000円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増です。

3款1項4目国民健康保険費2,362万円の追加は、説明欄1、国民健康保険事業特別会計繰出金の増で、保険税軽減世帯数が当初の予定より上回る見込みとなったことによるものです。

15ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費4,027万8,000円の追加は、説明欄1、乳幼児紙おむつ給付事業3,855万4,000円の計上です。本事業は例年実施している事業であります。このたびの国の補正予算に関する地域消費喚起・生活支援型交付金を活用できる事業として、平成27年度分を前倒しし、3月補正に計上するものであります。

なお、先ほど説明させていただいたとおり、本事業は平成27年度へ繰り越させていただく事業で、財源は全額、国の交付金となっております。

また、説明欄2、障害児通所支援事業は、給付対象者数の増により172万4,000円を増額するものです。

6款3項3目漁港建設費490万6,000円の減は、来年度に飯岡漁港の機能保全計画の見直し等が予定されていることから、今年度の漁港整備事業が見送られたことによるものであります。

16ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費1億2,173万8,000円の追加は、説明欄1の商業活性化推進事業の商店街振興事業補助金で、このたびの国の補正予算に関する地域消費喚起・生活支援型交付金と、県の上乗せ分であるプレミアム付商品券市町村交付金を活用して行う事業であり、事業の内容はプレミアム付商品券の発行で、1セット1万3,000円の商品券を1万円で販売し、そのプレミアム分を実施主体である旭市商業振興連合会へ補助するものであります。

なお、本事業も先ほど説明させていただいた乳幼児紙おむつ給付事業と同様に、27年度へ繰り越す事業となっております。

13款2項2目病院事業公営企業費2億1,356万6,000円の追加は、平成26年度退職手当一般負担金の縮減分を病院事業会計へ繰り出すものであります。

最後、17ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

事業の見送りや財源区分の見直し等の増減により、表の真ん中あたり、平成26年度の起債見込額の補正額の一番下、計の欄のとおり、4,320万円増額するもので、これにより平成26年度末現在高見込額は、一番右の下になりますが、289億4,324万6,000円となるものであります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第10号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億9,110万円とするものであります。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金は103万7,000円を追加するもので、旭中央病院に係ります施設整備費分として措置されたものであります。

10款1項1目一般会計繰入金は、決算見込みにより2,362万円を追加するもので、その内訳としまして、1節保険基盤安定繰入金を2,296万7,000円、4節財政安定化支援事業繰入金を65万3,000円、追加するものであります。

11款繰越金は、前年度繰越金の留保分6,426万4,000円を計上するものであります。

12款4項5目雑入は、国保連合会からの精算金として1,017万9,000円を追加するものであります。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

3款1項1目後期高齢者支援金は、決算見込みにより54万1,000円を追加するものであり

ます。

4款1項1目前期高齢者納付金は、決算見込みにより8万2,000円を追加するものであります。

11款1項3目償還金は、平成25年度分の療養給付費等負担金の精算及び過年度分の特別調整交付金の修正に係る返還金として9,744万円を追加するものであります。

10ページをお願いいたします。

3項1目他会計繰出金は、財政調整交付金として措置された103万7,000円、同額を旭中央病院に繰り出すものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第11号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ6,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億9,200万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

4款県支出金は、前年度介護給付費負担金の精算による追加交付で、662万8,000円を追加し、6億7,477万4,000円とするものでございます。

5款財産収入は、介護保険給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。

6款繰入金2項1目介護保険給付費準備基金繰入金2,900万円の減額は、7款の前年度繰越金収入により、基金の取り崩しが必要なくなったことによるものでございます。

7款繰入金は8,590万6,000円を追加し、8,590万7,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

8 款諸収入 2 項 1 目第三者納付金は345万9,000円を追加し、346万円とするもので、これは交通事故による損害賠償金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護保険給付費準備基金積立金は2,410万6,000円を追加し、2,410万7,000円とするもので、これは基金運用利息と平成25年度剰余金を積み立てるものでございます。

6 款 1 項 2 目償還金は4,289万4,000円を追加し、4,289万8,000円とするもので、前年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

先ほど歳入でご説明いたしました県支出金は、介護給付費負担金の過年度分の追加交付でありますが、こちらの返還金は地域支援事業交付金の精算によるもので、県の補助事業が違うため、別々に精算するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） 議案第12号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ84万円を追加し、予算の総額を5,624万円とするものでございます。

少し飛びます。5 ページをお開きください。

歳入についてご説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目受益者分担金は、新規加入の住宅 1 件、84万円を増額するものでございます。

6 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

4 款 1 項 1 目繰出金84万円の増は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものでございます。

今年度、受益者分担金が当初予算を超えましたので、補正するものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 議案第13号、平成26年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額372億7,479万4,000円に対し、2億1,356万6,000円を増額補正するものであります。

10ページをお開きください。

平成26年度旭市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画内訳書でご説明いたします。

収益的収入1款10項特別利益ですが、千葉縣市町村総合事務組合において、退職手当一般負担金の累積収支黒字分を縮減するため、市の負担金額が減額となり、その相当額2億1,356万6,000円を市からの繰り入れを受けるものです。

以上で、議案第13号についての補足説明を終わります。

○議長(景山岩三郎) 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、15号、35号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 伊藤 浩 登壇)

○企画政策課長(伊藤 浩) 初めに、議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について、補足説明申し上げます。

第1条は、趣旨規定です。本条例は、地方独立行政法人法第11条第3項の規定により、評価委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、委員会の組織についてですが、委員会は委員6人をもって構成します。

第3条は、委員についてですが、委員は学識経験を有する者のうちから市長が任命するものとし、その任期を2年とするものです。

第4条は、委員長に関する規定です。

第5条は、委員会の会議の運営についての規定です。

第6条は、委員会の関係者の出席等に関する規定です。

第7条は、委員会の庶務を企画政策課において処理するという規定です。

第8条は、委任規定です。

以上で、議案第14号についての説明を終わります。

次に、議案第15号、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について、補足説明申し上げます。

第1条は、目的規定でありまして、市内の医療機関に従事しようとする看護学生に対し、入学支度金を貸し付けることにより、看護師の確保を図ることを目的としています。

第2条は、定義規定です。本貸付金は4年制大学の看護学科で学ぶ学生を対象とします。

第3条は、貸付金の要件です。看護師免許を習得した後、速やかに市内の医療機関に従事する者に貸し付けを行います。

第4条は、貸付金の金額を40万円とするものです。

第5条から第7条までは、貸し付けに係る手続の規定です。

第8条は、貸付金の返還に関する規定です。

第9条は、返還の猶予に関する規定です。

第10条は、返還の免除に関する規定です。看護師免許を取得後、市内に存する医療機関に看護師として従事し、2年を経過した場合は、貸付金の返還を全額免除するものです。

第11条は、延滞利子に関する規定です。

第12条は、委任規定です。

なお、この附則において、条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上で、第15号の説明を終わります。

次に、第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、補足説明申し上げます。

第1条は、目的規定です。地域の中核的な病院、いわゆるマグネットホスピタルであるということ、市民病院であるということ、また、研究・研修病院であるということを念頭に、市民をはじめとする地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的としております。

第2条は、法人の名称についてですが、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院と称するものです。

第3条は、法人の設立団体についてですが、設立団体は旭市といたします。

第4条は、法人の所在についてであります。現行と同じく、旭市イの1326番地とするものです。

第5条は、法人の種別ですが、いわゆる非公務員型の法人とするものです。

第6条は、法人の公告の方法について定めるものです。

第7条及び第8条は、役員の構成及び職務等について定めるものです。法人に役員として、

理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 10 人以内及び監事 2 名以内を置くものです。このうち理事長及び監事については、法律に基づき市長が任命することとなります。

第 9 条は、役員の任期についてでして、理事長を 4 年、それ以外の役員を 2 年とするものです。

第 10 条は、役員以外の職員に関する事項についてでして、職員に関する事項については、法人の規程で定めることとなります。

第 11 条から第 14 条までは、理事会の運営等に関する事項です。

第 15 条は、法人が設置し、運営する病院、その他の施設についてですが、現行の全運営施設をそのまま引き継ぐものであります。

第 16 条は、法人の業務の範囲についてですが、こちらも現行の全業務を引き継ぐものであります。

第 17 条は、業務方法書に関する規定です。

第 18 条は、法人に対する資本金等に関する規定ですが、承継される権利に関する財産のうち、土地及び建物については、別表に記載されたとおりであります。

第 19 条は、法人が解散した場合の残余財産の帰属関係ですが、当該残余財産については、市に帰属することを定めるものであります。

第 20 条は、法人規程への委任規定です。

以上で、第 35 号についての説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第 16 号、21 号、22 号、23 号、24 号、25 号、26 号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 堀江通洋 登壇）

○総務課長（堀江通洋） 議案第 16 号、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 26 年 6 月 20 日に公布、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることになり、教育長については、一般職から常勤の特別職として位置づけられ、法律、または条例に特別の定めがある場合を除くほか、職務に専念する義務を有する旨の規定が新たに設けられました。

このことから、教育長の職務専念義務の特例、勤務時間等に関し条例を定めるものであり、その取り扱いは旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例

によることといたします。

なお、附則ですが、この条例は平成27年4月1日から施行し、同日以後に任命された教育委員会教育長について、適用するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

議案第21号をご用意願います。

議案第21号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、子育て支援課の事務分掌中、「保育の実施」を「子ども・子育て支援による教育・保育」に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

続いて、22号をご用意ください。

22号と新旧対照表をご用意いただきたいと思います。

議案第22号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

平成26年6月13日に公布された行政手続法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されます。改正法は、法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる処分等の求めの手続や法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続を新設すること等により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護に資することを目的として制定されたものです。

行政手続法は、市の機関が行う条例等に根拠を有する処分や行政指導については、適用の対象外としていることから、これらの手続を規定する本市の条例について、法の趣旨にのっとり改正するものであります。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

目次の改正は、「行政指導」、「処分等の求め」について条文を追加することから、目次を整理するものであります。

第2条第5号の「名あて人」を漢字表記に改める改正は、文言の整理であり、以下、同じように文言の整理の改正が続きますので、説明は省略いたします。

6ページをご覧ください。

第33条に2項として加える規定は、行政指導の根拠等の明示に関する規定でありまして、行政指導に携わる職員は、行政指導をする際、市が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を持っていることを示す場合は、その相手方に対して、当該権限を行使できる根拠の条項、条項に規定する要件及び要件に適合する理由を示さなければならないものとしします。

7ページをご覧ください。

第34条の2を加える規定は、行政指導の中止等の求めに関する規定でありまして、市が行う法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと考えるときは、市に対して、その旨を書面で申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとしします。

また、申し出を受けた場合、市は必要な調査を行い、当該行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとしします。

第34条の3を加える規定は、処分等の求めに関する規定でありまして、誰でも法令に違反する事実を発見した場合に、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思ったときは、当該処分または行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を書面で申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるものとしします。

申し出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないものとしします。

なお、附則ですが、第1項において、この条例の施行期日を平成27年4月1日とし、第2項において、旭市税条例中で引用する旭市行政手続条例の条項を整理するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

続いて、23号をお願いします。

議案第23号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

改正の内容といたしましては、2点でございます。

新旧対照表の10ページをご覧ください。

1点目は、議案第14号でご審議をお願いいたします、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例で定める評価委員会委員の報酬額を月額1万3,000円と定めるものであります。

2点目は、本市の保育の円滑な運営を図るため設置しておりました保育所運営協議会について、その機能を子ども・子育て会議に集約し廃止するため、委員の報酬について別表から削るものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上で、補足説明を終わります。

次に、議案第24号をお願いいたします。

議案第24号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例につきましても、議案第16号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が常勤の特別職として位置づけられることから、条例の別表に教育長の給料月額を加えるものであります。

なお、附則ですが、第1項は、この条例の施行期日を平成27年4月1日とするもの。第2項は、本条例の改正に伴い、現行の旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止するもの。第3項及び第4項は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例、旭市特別職報酬等審議会条例について、一部改正を行うものでありまして、教育長が常勤の特別職として位置づけられることに伴う所要の改正であります。

第5項及び第6項は、この条例の施行日以後、新たに教育長が任命されるまでの間の経過措置についてでありまして、現教育長の給料については、廃止前の旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例を引き続き適用する旨の規定及び現教育長の給与については、改正後の旭市特別職報酬等審議会条例の規定は適用しない旨の規定であります。

以上で、補足説明を終わります。

続いて、25号をお願いします。

議案第25号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

改正の内容としましては、人事院勧告、及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、給料表水準の引き下げや号給の増設等を実施し、国・県と同様に、給与制度の総合的見直しを行うものであります。

第1条で、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を、第2条で、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を行うものです。

改正条例第1条中の、第19条の改正ですが、これは今回の人事院勧告に基づく改正ではあ

りませんが、時間外勤務手当等の算出に当たり、勤務1時間当たりの給与額の算定方法に関し、労働基準法の趣旨に基づき、県と同様に、祝日等を差し引き、実勤務時間を基に算定するよう改正するものであります。

第20条の改正は、国・県の勧告に基づき、管理職特別勤務手当について、平日深夜においても支給できるとするものです。

附則第10項は、職務の級が7級で55歳以上の職員に係る給料の1.5%減額支給措置の期間を定めるものです。

附則第12項は、給料の1.5%の減額を受ける職員の、勤務1時間当たりの給与額の算出方法の変更に係るものです。

別表第1の行政職給料表の改定については、平均改定率マイナス2.2%の引き下げ改定をするものです。

続いて、5ページの第2条ですが、これは特定任期付職員の給料表の引き下げ改定をするものです。

次に、改正条例の附則について説明いたします。

第1項は、施行期日を定めるものでありまして、平成27年4月1日から施行するものです。

第2項は、今回の改正給料表で、3級における号給の減少に伴い、最高号給を受けていた職員に係る切替日における号給を定めるものです。

第3項は、切替日前に職務の級を異にして異動した職員の号給の調整についてです。

以降は、主に給料表の見直しに伴う現給保障で、経過措置として給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対し、平成30年3月31日までの3か年に限り現給保障をするものです。

以上で、補足説明を終わります。

続いて、議案第26号をお願いします。

議案第26号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第7条の改正ですが、現行では、特急料金の支給について、100キロメートルを超える場合で、県内出張については50キロメートルを超える場合としているところですが、県内出張する場合、県外出張よりも近距離であるにもかかわらず、特急料金が支給できるという矛盾を解消するため改正をするものです。

また、別表の改正ですが、議案第16号、議案第24号と同様に、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が常勤の特別職として位置づけられていることを踏まえ、別表の職、または職務の級の市長、副市長の欄に教育委員会教育長を追加するものであります。

なお、附則ですが、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、総務課所管の議案について、補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、18号、33号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 山口訓子 登壇）

○子育て支援課長（山口訓子） 初めに、議案第17号、旭市立保育所条例の制定について、補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、これまでの旭市立保育所条例を廃止し、本条例を制定するものです。

第1条は、保育所の設置目的を定めております。

第2条は、保育所の名称と位置についての規定でありまして、これまでの条例にある規定と変更はございません。

第3条は、保育所において行う事業を定めております。子ども・子育て支援法に基づきまして、入所する児童は1日当たりの保育必要量、これは標準時間11時間と短時間8時間の2種類でございますが、このいずれかの認定を受けることになります。

第1項1号で規定する保育は、この認定を受けた時間の範囲内の保育のことです。

第2号で規定する時間外保育とは、この後、第8条においてうたっておりますが、やむを得ない理由により、第1号の保育の時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に保育を行うものです。

第4条は、保育所の入所資格を定めております。

第1号は、満3歳以上の小学校就学前の児童で、保護者の労働等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童、第2号は満3歳未満の小学校就学前の児童で、やはり家庭において必要な保育を受けることが困難な児童、第3号、第4号は、その他の児童でございます。

第5条は、保育所入所の手続を定める規定でありまして、手続については規則で定めるものといたします。

第6条は、保育所の休業日を定めております。

第7条は、保育所の保育料を定める規定でありまして、保育料はこの後、議案第18号で説明をさせていただきますが、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例で定めるものといたします。

第8条は、第3条にも出てまいりましたが、保育所の時間外保育事業を定めております。

第1項では、実施日、対象者について、第2項では、利用手続について、第3項では、時間外保育料を定めております。時間外保育料は保育料と同様に、利用者負担額条例で定めるものといたします。

第9条から第11条は、指定管理者についての規定でありまして、これまでの条例にある規定と変更はございません。

第11条は、委任でございます。

附則第1項は、施行期日でございます。

附則第2項は、これまでの旭市立保育所条例を廃止する規定です。

附則第3項は、これまでの旭市保育の実施に関する条例を廃止する規定です。

この条例の廃止につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉法に基づき保育の実施基準を条例で定めるとされていた文言が削除されたため、これにより制定されていた本条例を廃止するものです。

なお、この条例により定められていた保育の実施基準は、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により、旭市保育の必要性の認定基準に関する規則において定めておりますので、申し添えます。

次に、議案第18号に入らせていただきます。

議案第18号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に始まることに伴い、国の保育料基準額が改定されることから、保育所保育料の見直しと、新たに設けられた基準額に従って、新制度へ移行した際の幼稚園保育料の新規設定が必要になります。

このため、就学前児童の教育と保育給付に係る利用者負担額を定めることについて、条例で制定するものです。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。

第2条は、利用者負担額は規則で定めるものとします。

第3条は、利用者負担額の減免について定めております。

第4条は、委任です。

附則で、施行期日等を定めております。

以上で、議案第18号を終わらせていただきます。

次に、議案第33号に入らせていただきます。

議案第33号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市塙1399番地に設置されている塙東西児童遊園は、利用児童数の減少と遊具の老朽化に加え、地元区長からの要望もあることから、今年度末をもって廃止するものです。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第19号、20号、29号、30号、31号、32号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次地方分権一括法の施行に伴い、介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた基準について、市の条例で定めるものでございます。

条例の制定に当たって、本市には国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほど

の特段の事情、地域性は認められないことから、一部の参酌する基準を除き、厚生労働省令どおりとするものでございます。

それでは、内容をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1章は総則を定めたもので、指定介護予防支援事業者の指定及び基本方針を示しております。

2 ページをお願いいたします。

第2章は、指定介護予防支援事業者ごとの従業員の人数及び管理者を置く旨、規定しております。

3 ページをお願いいたします。

第3章は、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を示したもので、提供の拒否の禁止、サービス提供困難等の対応、要支援認定の申請に係る援助等について規定しております。

次に、11ページをお願いいたします。

第4章は、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法、取り扱い方針、サービス提供に当たっての留意点を規定しております。

次に、18ページをお願いいたします。

第5章は、基準該当介護予防支援事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、指定介護予防支援等の基準を準用することを規定するものです。

なお、本市の独自基準として、平成24年4月に旭市暴力団排除条例が施行されたことから、第3条に暴力団の排除規定を設け、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境を整備します。

また、介護給付費の返還請求権が地方自治法の規定により5年と定められていることから、第31条の記録の保存期間について、省令の2年から5年とするものです。

なお、施行日は平成27年4月1日となります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例について、補足説明申し上げます。

本議案につきましても、第3次地方分権一括法の施行に伴う介護保険法の改正により、こ

れまで厚生労働省令で全国一律に定められていた基準について、市の条例に定めるものでございます。

条例の制定に当たって、本市には国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないことから、厚生労働省令どおりとするものです。

それでは、内容を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第3条、基本方針で、地域包括支援センターは職員が共同して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者が可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないことなどを規定しております。

第4条で、地域包括支援センターの人員について、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を1人ずつ配置する旨を規定したものです。

なお、施行日は27年4月1日になります。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第29号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、3年ごとに見直すこととなっている介護保険料について、平成27年度から29年度までの介護保険料を定めるため、また、介護保険制度の改正により、要支援者等を対象とした新たな介護予防事業の開始時期を規定するため、介護保険条例を改正するものでございます。

条例の説明の前に、保険料の算定に係る介護保険法の改正内容についてご説明いたします。

第1点目は、介護保険制度の財源構成が見直され、第1号被保険者の負担割合が21%から22%に、第2号被保険者の負担割合が29%から28%に変更されました。

第2点目は、一定以上所得者の利用者負担の自己負担割合が1割から2割に変更されました。

また、低所得の施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付の要件に、預貯金等の資産が追加されました。

第3点目は、低所得者の保険料軽減を強化し、第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減いたしました。

第4点目は、所得水準においたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、所得段階の見直

しが行われました。

第5点目は、介護報酬が2.27%引き下げられました。

これらの改正を踏まえ、また、介護保険給付費準備基金を1億2,750万円取り崩して、保険料軽減の財源として、3か年の財政収支計画を策定して保険料を算定いたしました。

それでは、お配りしてあります新旧対照表をお願いいたします。

26ページになります。

第3条、対象年度を27年度から29年度までに改め、所得段階を現行の10段階から11段階に見直し、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定としたものです。

第5号の年額5万4,000円、月額にいたしますと4,500円が第5段階になりますが、ここが基準になります。その他の各段階の保険料は、基準額に各保険料率を乗じて算出したものでございます。

28ページをお願いいたします。

第12号は、介護保険法の改正により、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うもので、平成27年度と28年度の2か年、第1号の2万7,000円を2万4,000円に軽減するものでございます。

なお、介護保険料の変更点につきましては、全員協議会時にお配りいたしました第1号被保険者介護保険料の章を参考にさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、第5条第3項の改正は、介護保険施行令の改正に伴う改正です。

29ページをお願いいたします。

次に、附則に加える2項について、ご説明いたします。

介護保険法の改正により、新しい介護予防、日常生活支援総合事業を平成27年4月1日から実施することとされましたが、市の条例で規定する場合、その実施を猶予することができるとされました。新しい総合事業への移行を円滑に行うため、猶予期間を活用し、市長の定める日の翌日から行うことを規定するものです。

10項の介護予防日常生活支援総合事業及び11項の認知症総合支援事業につきましては、多様なサービスの開発や受け皿の整備のため、一定の準備期間をかけ取り組むものとし、実施を猶予するものです。

なお、施行日は27年4月1日となります。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第30号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

それでは、新旧対照表の30ページをお開きください。

本議案は、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例との整合を図り、第3条に暴力団の排除規定を設け、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境を整備するものです。

なお、施行日は平成27年4月1日となります。

以上で、議案第30号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第31号、旭市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本議案は、介護保険法施行規則等の改正に伴い、一部の参酌する基準を除き、全て省令どおり改正するものでございます。

なお、本市の独自基準として、介護給付費の返還請求権が地方自治法の規定により5年と定められていることから、議案第19号との整合を図り、記録の保存期間を省令の2年から5年とするものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表の31ページをお願いいたします。

一番上になります。目次の第9章、「複合型サービス」を、サービス内容が具体的にイメージできる「介護小規模多機能型居宅介護」に名称を改めるものです。なお、本則中においても同様の改正を行っております。

33ページをお願いいたします。

32条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等が、事業の一部を行わせることができる事業所に指定訪問介護事業所を加え、契約に基づき事業を行わせることを可能とするものです。

34ページをお願いいたします。

第42条は、先ほどご説明いたしましたとおり、本市の独自基準として、介護給付費の返還請求権が地方自治法の規定により5年と定められていることから、議案第19号との整合を図り、記録の保存期間を省令の2年から5年とするものです。

なお、第58条、第79条、第107条、第127条、第148条、第176条、第201条についても、同様の改正を行うものでございます。

35ページをお願いいたします。

63条に4項として加える規定は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所が、夜間及び深夜に当該サービス以外のサービスを実施する場合に、事前に市長に届けることとしたものでございます。

一番下になります。

第65条は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員は、事業所ごとに1日当たり3人以下と定められていたものを、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所については、認知症ケアの拠点とする観点から、共同生活住居ごとに3人以下と見直すものでございます。

38ページをお願いいたします。

82条第6項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員等が兼務可能な施設等について、現行の「併設する施設等」に右欄の下段になります、「同一敷地内の施設等」を加え、右欄になります、兼務可能な施設等に「指定居宅サービスの事業を行う事業所等」を加えるものです。

42ページをお願いいたします。

85条は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人から29人以下とするものです。

第2項は、登録定員が25人を超える通いサービスに係る利用定員を定めるものです。

45ページをお願いいたします。

第113条は、ただし書きの追加で、指定認知症対応型共同生活介護事業所が効率的にサービスを提供できるよう、現行の「1又は2」とされている共同生活住居数に、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には、3ユニットまで可能とするものでございます。

48ページをお願いいたします。

151条第4項は、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を加えるものです。

152条、180条につきましても、同様の改正でございます。

53ページをお願いいたします。

第9章、複合型サービスを、サービス内容が具体的にイメージできる「介護小規模多機能型居宅介護」に名称を改めるものです。

以下、本則中についても同様の改正を行うものです。

57ページをお願いいたします。

194条は、看護小規模多機能型居宅介護の登録定員を25人から29人以下とするものです。

第2項は、登録定員が25人を超える通いサービスに係る利用定員を定めるものです。

なお、施行日は平成27年4月1日になります。

以上で、議案第31号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第32号、旭市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本議案は、介護保険法施行規則等の改正に伴い、一部の参酌する基準を除き、全て省令どおり改正するものです。

なお、本市の独自基準として、議案第31号と同様に、記録の保存期間を省令の2年から5年とするものです。

改正内容につきましては、議案第31号でご説明しました、地域密着型の介護サービス事業の改正点について、この議案第32号の地域密着型介護予防サービス事業についても、同様の改正を行うものです。

なお、施行日は平成27年4月1日になります。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 浪川 昭 登壇）

○環境課長（浪川 昭） 議案第27号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に名称が改正され、平成27年5月29日から施行されることに伴い、旭市使用料及び手数料に関する条例の別表中の同法の名称を改正するものであります。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第28号、36号、37号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 加瀬恭史 登壇）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第28号、議案第36号、議案第37号の3議案につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第28号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、重度心身障害者に係る医療費の一部負担に関して、一時立替となる経済的負担を軽減し、かつ事務の簡素化を図るという県の方針から、これまでの償還払い方式を改め、現物給付方式に移行するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

お手元の新旧対照表、24ページをお開き願いたいと思います。

第3条の受給権者について、第1項の改正は、障害者で後期高齢者医療制度の加入できる年齢が65歳であることから、この改正条例の施行後は、65歳未満で重度心身障害者と認定される者をもって対象とするということになっております。

また、子ども医療費の助成を受けている者は、支給対象から除くという規定をつけ加えたものであります。

続いて、同条第2項では、対象としない者は、基準世帯における所得の合計額が23万5,000円以上であるということを明記するとともに、その例外として、医療保険の多重該当及び重度かつ継続に該当する場合には、対象とする旨をつけ加えました。

次に、第4条ですが、ここでは一部負担額に自己負担額から重度心身障害者医療自己負担額を除いた額と、より明確に示したものであります。

続いて、25ページになりますが、第5条は、助成の申請は規定で定めることとし、第6条においては、助成の方法と県外等で受診した場合には、これまでどおり償還払いによる旨の規定を設けたものであります。

なお、施行時期につきましては、県下統一で本年8月1日から施行することになります。

続きまして、議案第36号及び議案第37号の指定管理者の指定について、補足説明申し上げます。

議案第36号の海上ふれあいサポートセンターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補者として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行いました。審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協議会を海上ふれあいサポートセンター指定管理者として指定すること

について、議会に議決を求めるものであります。

続きまして、議案第37号の飯岡福祉センターの指定管理者の指定につきましても、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補者として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行いました。審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協議会を飯岡福祉センター指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第34号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 石見孝男 登壇）

○学校教育課長（石見孝男） それでは、議案第34号、旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

今回の改正の趣旨は、学校教育法の用語との整合を図り、条文の文言整理を行うものです。

給付の対象を規定した第2条第1号について、「教育機関その他の規則で定める機関」とあるものを、法に基づき「学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校のうち規則で定める学校等」に改め、生徒の修学先を条例上で明確にするものです。

また、給付の手續を規定した第5条第2項ただし書きですが、現在、育英生の認定につきましては、例えば高校生であれば3年間、大学生は4年間と、その育英生の修学年数を原則としており、1か月未満の修学等は該当とならないことから、今回削除するものであります。

その他文言の規定として、第3条、第7条第1項、同第2項及び第8条では、「育成資金の給付を受ける者」を「育英生」と改め、第3条第1項第2号にある「学校長」は、学校教育法と整合を図り「校長」、または大学では「学長」とし、第6条第2項第1号中、「教育機関等」は「学校等」と改めるものでございます。

以上で、議案第34号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第38号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 大久保孝治 登壇）

○建設課長（大久保孝治） 議案第38号、市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

認定する４路線は、道路整備事業に伴い１路線を、宅地造成により市に帰属及び寄附された３路線を認定するものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

ここで、おはかりをいたします。

この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、直ちに議案とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程 会議録署名議員の追加指名

○議長（景山岩三郎） 追加日程、会議録署名議員の追加指名。

会議録署名議員の追加指名を行います。

18番、木内欽市議員を新たに会議録署名議員として追加指名いたします。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は３月３日定刻より開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 ４時１０分